

# 令和8年度建設工事等に係る入札・契約制度説明会

## 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 説 明
  - ① 総合評価ガイドラインの見直し等について・・・・・・・・・・【資料1】
  - ② 入札契約制度の留意事項等について・・・・・・・・・・【資料2】
  - ③ 建設業法上の留意点について・・・・・・・・・・【資料3】
  - ④ 質疑応答
4. 閉 会

令和8年度 建設工事等に係る入札・契約制度に関する説明会

山形県県土整備部所管  
建設工事と土木工事関連業務委託の  
総合評価ガイドラインの見直し等について

令和8年5月

山形県 県土整備部 建設企画課

## I 総合評価落札方式の導入の背景等

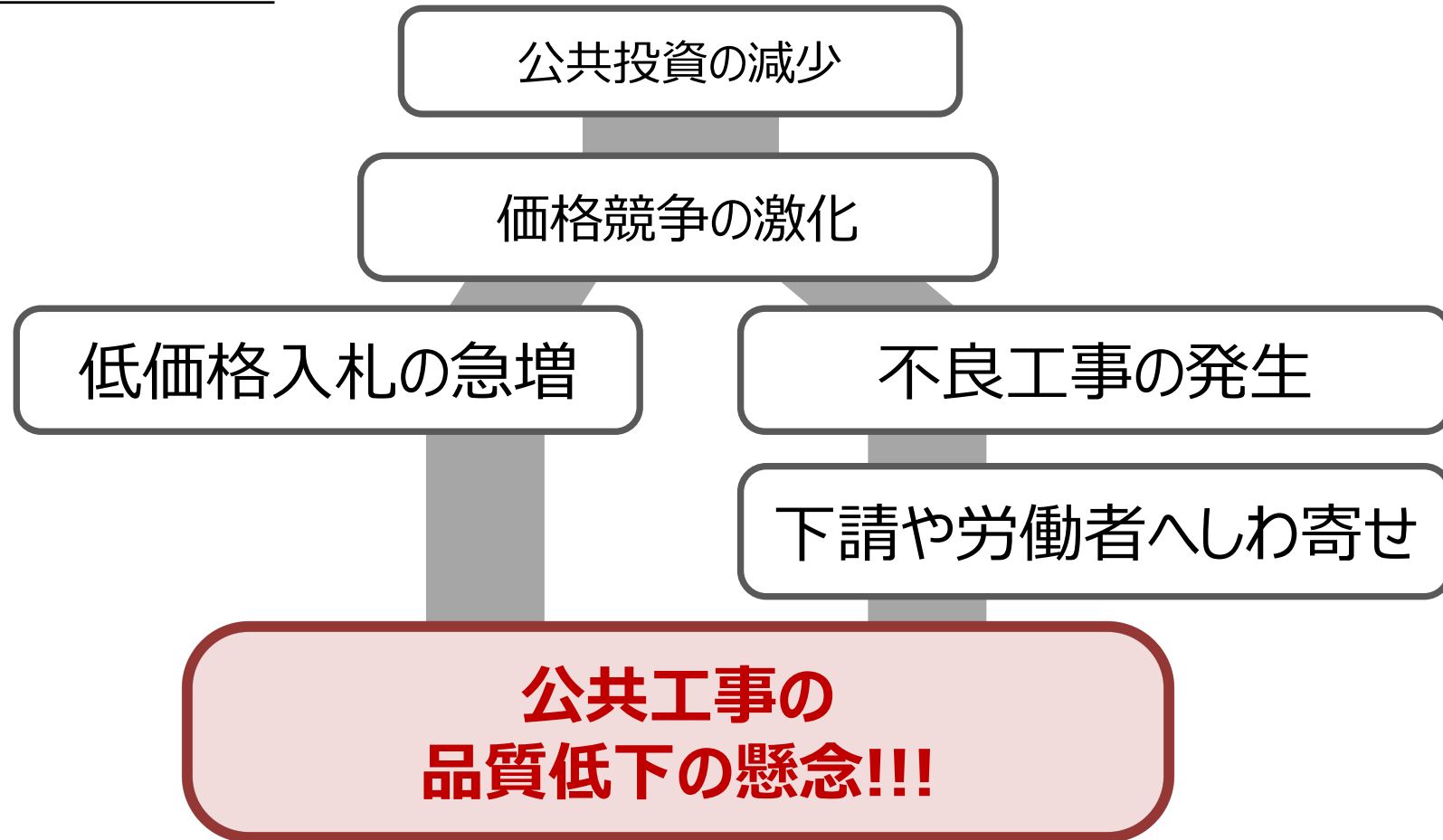
## II 令和8年7月のガイドラインの改定内容

- 1 建設工事
- 2 業務委託

## III 技術資料作成の留意点 建設工事、業務委託、共通

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 品確法制定の背景



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（品確法）の判定  
（平成17年4月施行）

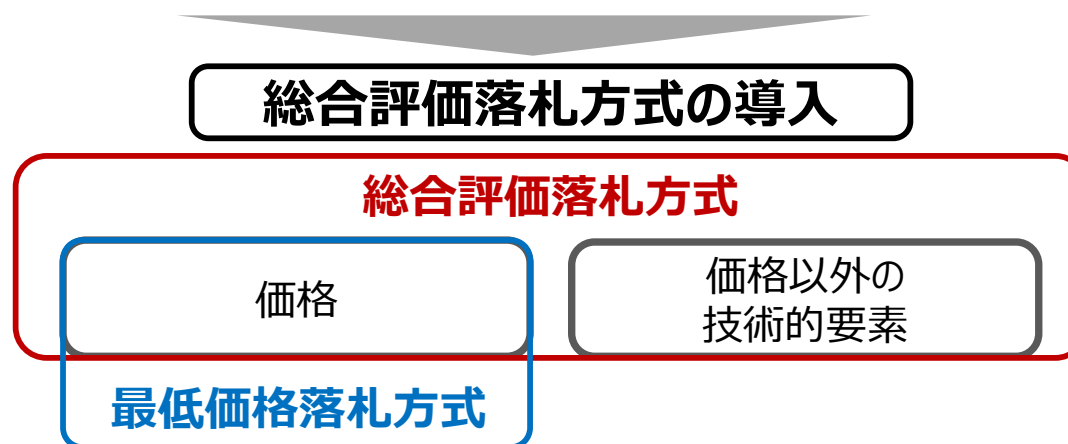
# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 品確法

### □ 制定時のポイント

公共工事の品質確保と促進を大きなねらいとし、ポイントは次の3つ

- ① 公共工事の品質確保に関し、基本理念と発注者の責務の明確化
- ② **価格のみ**の競争から、**価格と品質**が総合的に優れた調達へ
- ③ 発注者をサポートする仕組みの明確化



### □ 品確法一部改正（令和元年6月）

公共工事の品質確保を図るため、測量・調査・設計等の品質確保が重要

- 測量・調査・設計等を広く品確法の対象に位置付け

## ■ 山形県公共調達基本条例（平成20年7月施行）

公共調達するものの**品質**及び**価格**の適正を確保

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 県土整備部建設工事への総合評価落札方式の導入

- 平成16年度から標準型（技術提案型）の試行
- 平成17年度から簡易Ⅰ型（施工計画審査型）の試行
- 平成19年度から簡易Ⅱ型（実績確認型）の試行
- 平成21年度から本格実施  
設計金額1,000万円以上が対象
- 平成22年度から  
設計金額4,000万円以上で原則実施
- 令和3年度から  
原則実施を設計金額3,000万円以上とし実施件数の増を見込む

近年の実施件数

令和8年1月末

		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施件数		428	358	380	271
内 訳	標準型	1	1	1	0
	簡易Ⅰ型	5	1	1	1
	簡易Ⅱ型	422(20)〈38〉	356(38)〈47〉	307(36)〈35〉	174(58)〈38〉

※（ ）書きは若手・女性技術者評価型・〈 〉書きは地域精通企業評価型で内数

# I 総合評価落札方式の導入の背景等

## ■ 県土整備部業務委託への総合評価落札方式の導入

- 平成24年度から試行
- 平成28年度から本格実施  
設計金額3,000万円以上で原則実施
- 平成29年度から適用範囲拡大  
設計金額1,000万円以上3,000万円未満でも案件選定して実施
- 平成30年度から更なる適用拡大  
案件選定範囲を設計金額500万円以上3,000万円未満に見直し
- 平成31年2月から一般競争入札の試行導入  
設計金額1,000万円以上かつ土木コンサルタント業務（A、B）
- 令和3年度から地質調査業務での試行
- 令和4年度から「地域精通企業評価型」の試行

近年の実施件数

令和8年1月末

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
実施件数	62(1)〈1〉	84(0)〈0〉	60(1)〈6〉	44(4)〈5〉
うち一般競争	36(0)〈1〉	64(0)〈0〉	57(1)〈4〉	36(4)〈4〉

※ ( ) 書きは若手・女性技術者評価型・〈 〉書きは地域精通企業評価型で内数

※ 上表記載の件数は全て簡易型

## Ⅱ-1 建設工事 令和8年7月のガイドライン改定内容

### ■ 総合評価に関する例規等

- ① 山形県県土整備部建設工事一般競争入札における総合評価落札方式実施要綱
- ② 山形県県土整備部簡易Ⅱ型総合評価落札方式における事後審査実施要領
- ③ 総合評価落札方式運用ガイドライン（山形県県土整備部）
  - ・評価基準の設定における基本的考え方
  - ・運用編

#### ➤ 山形県のホームページで公開

県土整備部 ▶ 建設企画課 ▶ 品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

### ■ 令和8年7月のガイドライン改定内容

令和8年7月1日以降に入札公告を行う工事から適用

→ なし

（令和7年7月に改訂した内容を継続）

ただ、以下の2点は来年度7月以降に対応していく

- ① 週休2日確保工事の証明書の発行および評価を段階的に廃止
- ② 成績評定点の区分の見直し

（最上位区分の企業数が下位3区分の合計数を上回った場合、区分を見直し）

# Ⅱ-1 建設工事 令和7年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (1 / 3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現 行			改 定				
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
企業 の 能 力	① 過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	-	同種工事の実績あり	2	-		
		類似工事の実績あり	1	-	類似工事の実績あり	1	-		
		実績なし	0	-	実績なし	0	-		
	② 過去15年間の指定工種工事の施工実績	指定工種工事の実績あり	-	2	指定工種工事の実績あり	-	2		
		実績なし	-	0	実績なし	-	0		
	③ 過去5年度における工事成績評定点の平均点	84点以上	2			84点以上	2		
		81点以上84点未満	1.5			81点以上84点未満	1.5		
		78点以上81点未満	1			78点以上81点未満	1		
		75点以上78点未満	0.5			75点以上78点未満	0.5		
		75点未満又は評定なし	0			75点未満又は評定なし	0		
	④ 過去2-3年度における山形県優良建設工事 顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1		顕彰歴あり	1	-		
		顕彰歴なし	0		顕彰歴なし	0	-		
	⑤ やまがたスマイル企業認定等				認定あり	1			
					認定なし	0			
⑥ ICT、BIM/CIMの活用 〈ICT活用工事 施工者希望型の場合に設定〉	〈2〉	ICTの全面的な活用	〈2〉			ICTの全面的な活用	〈2〉		
		ICTの部分的な活用	〈1〉			ICTの部分的な活用	〈1〉		
		BIM/CIMの活用	〈1〉			BIM/CIMの活用	〈1〉		
		活用なし	〈0〉			活用なし	〈0〉		

評価項目⑥〈 〉書きは、「ICT活用工事 施工希望型」の場合に設定

# Ⅱ-1 建設工事 令和7年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (2 / 3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現 行			改 定				
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
技術者の能力	⑦ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の経験あり	2	-		同種工事の経験あり	2	-	
		類似工事の経験あり	1	-		類似工事の経験あり	1	-	
		経験なし	0	-		経験なし	0	-	
	⑧ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	指定工種工事の経験あり	-		2	指定工種工事の経験あり	-		2
		経験なし	-		0	経験なし	-		0
	⑨ 過去5年度における工事成績評定点の平均点	84点以上	2			84点以上	2		
		81点以上84点未満	1.5			81点以上84点未満	1.5		
		78点以上81点未満	1			78点以上81点未満	1		
		75点以上78点未満	0.5			75点以上78点未満	0.5		
		75点未満又は評定なし	0			75点未満又は評定なし	0		
	⑩ 過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	推奨単位数以上	1			推奨単位数以上	1		-
		推奨単位数の1/2以上	0.5			推奨単位数の1/2以上	0.5		-
推奨単位数の1/2未満		0			推奨単位数の1/2未満	0		-	
⑪ 若手・女性技術者の配置	女性又は35歳未満の男性	-	2	-	女性又は35歳未満の男性	-	2	-	
	35歳以上40歳未満の男性	-	1	-	35歳以上40歳未満の男性	-	1	-	
	40歳以上の男性	-	0	-	40歳以上の男性	-	0	-	
⑫ ICT活用工事・週休2日確保工事実施証明書の有無 ICT活用工事「発注者指定型」「施工者希望型」の場合 上記以外（通常の工事）の場合	「ICT活用工事実施証明書」および「週休2日確保工事実施証明書」あり	2			「ICT活用工事実施証明書」および「週休2日確保工事実施証明書」あり	2			
	「ICT活用工事実施証明書」または「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			「ICT活用工事実施証明書」または「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			
	実施証明書なし	0			実施証明書なし	0			
	「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			「週休2日確保工事実施証明書」あり	1			
	実施証明書なし	0			実施証明書なし	0			

# Ⅱ-1 建設工事 令和7年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易Ⅱ型 配点一覧 (3 / 3)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行			改定					
		評価基準	評価点			評価基準	評価点			
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域	
地域貢献度	⑬ 災害協定等の締結の有無	県土木部災害協定を締結している	2			県土木部災害協定を締結している	2			
		県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している	1			県土木部災害協定以外の山形県との災害協定等を締結している	1			
		災害協定等を締結していない	0			災害協定等を締結していない	0			
	⑭ 過去2年度におけるボランティア活動等の実績の有無	2	工事箇所の地域でボランティア活動の実績あり	2			工事箇所の地域でボランティア活動の実績あり	2		
			工事箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1			工事箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1		
			ボランティア活動の実績なし	0			ボランティア活動の実績なし	0		
			消防団協力事業所認定あり	1			消防団協力事業所認定あり	1		
			消防団協力事業所認定なし	0			消防団協力事業所認定なし	0		
			インターシップ等の受入実績あり	1			工事箇所の地域に本店を有し、インターシップ等の受入実績あり	1		
			インターシップ等の受入実績なし	0			工事箇所以外の地域に本店を有し、インターシップ等の受入実績あり	0.5		
	⑮ 過去2年度における災害復旧工事の受注の実績「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「舗装工事」に限定	1	工事箇所の地域で受注実績あり	1			工事箇所の地域で受注実績あり	1		
			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5		
			受注実績なし	0			受注実績なし	0		
	⑯ 過去2年度における災害復旧工事の受注の実績「管工事」「解体工事」に限定	1	<del>工事箇所の地域で受注実績あり</del>	<del>1</del>			工事箇所の地域で受注実績あり	1		
			<del>工事箇所以外の地域で受注実績あり</del>	<del>0.5</del>			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5		
			<del>受注実績なし</del>	<del>0</del>			受注実績なし	0		
	⑰ 過去2年度における道路除雪業務の実績「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「舗装工事」に限定	1	工事箇所の地域で受注実績あり	1			工事箇所の地域で受注実績あり	1	-	
			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5			工事箇所以外の地域で受注実績あり	0.5	-	
			受注実績なし	0			受注実績なし	0	-	
⑱ 主たる営業所の所在地	1	主たる営業所の所在地が指定市町村内にある	-	1		主たる営業所の所在地が指定市町村内にある	-	1		
		指定市町村内にない	-	0		指定市町村内にない	-	0		
⑲ 作業船の保有	《1》	作業船あり	《1》			作業船あり	《1》			
		作業船なし	《0》			作業船なし	《0》			
計			18	18	19		19	19	17	
			《20》	《20》	《21》		《21》	《21》	《19》	
			《19》	《19》	《20》		《20》	《20》	《18》	

〈 〉書きは、「ICT活用工事 施工希望者型」の場合に、《 》書きは、「港湾請負工事積算基準」を適用する場合に設定

計は、「土木一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」「舗装工事」の場合

## Ⅱ-2 業務委託 令和8年7月のガイドライン改定内容

### ■ 総合評価に関する例規等

- ① 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式**実施要綱**
- ② 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による簡易型総合評価落札方式における**事後審査要領**
- ③ 県土整備部所管土木工事関連業務委託に係る競争入札による総合評価落札方式**ガイドライン**

#### ➤ 山形県のホームページで公開

県土整備部 ▶ 建設企画課 ▶ 品質確保（総合評価等の多様な入札方式）

### ■ 令和8年7月のガイドライン改定内容

令和8年7月1日以降に指名通知又は入札公告を行う業務から適用

- ①災害関連緊急随契業務に係る成績評定点の除外
- ②建築コンサルタント業務委託に係る評価項目、評価基準及び配点の見直し

以下の点は来年度7月以降に対応していく（工事同様）

・成績評定点の区分の見直し

（最上位区分の企業数が下位3区分の合計数を上回った場合、区分を見直し）

## Ⅱ-2 業務委託 令和8年7月のガイドライン改定内容

### ① 災害関連緊急随契業務に係る成績評定点の除外

令和6年7月豪雨災害時に、緊急性が重視される災害関連緊急随契業務では、十分な事前準備や計画的な実施が困難なため、平常時の他業務と同じ基準による成績評定が難しいとして評定を行わないこととした。

このため、総合評価における過去5年間の成績評定の平均点を算出する際にも除外する。

### ② 建築コンサルタント業務委託に係る評価項目、評価基準及び配点の見直し

(現行)

現行の建築コンサル業務の総合評価基準等は、性質の異なる土木コンサル業務に準じた箇所が多いこと等から、建築コンサル業務の実態を踏まえたより適切な評価になるよう見直す必要がある。

(改正)

業務に関わる配置技術者が多い等の建築コンサル業務の特徴に合わせ、技術者評価の内容や配点等を実態に即し見直す。

	技術者評価			
	資格	専門技術力	情報収集力・専任性	技術研鑽
土木コンサル	3	12	9	6
建築コンサル	3	12	9	6

↓

建築コンサル (見直し後)	5 (+2)	18 (+6)	3 (-6)	6 (変更なし)
------------------	-----------	------------	-----------	-------------

<各評価項目の主な見直し内容>

資格	土木コンサルと比較し、評価対象となる技術者が多いため、配点を増
専門技術力	
業務経験 (同種・類似)	特に業務成果の品質に影響が大きい管理技術者、主任担当技術者(総合)の配点を増
業務成績 (5年平均)	評価対象を業務の中心的役割となる管理技術者のみとする。これにより、事業者の実績確認書類の提出に係る事務負担を軽減
若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者育成の観点から、若手・女性技術者を配置する場合、専門技術力において新たに加点
情報収集力 (業務実施箇所)	土木コンサルと比較し、地域特性の把握は業務成果の品質に与える影響が小さいため、配点を減

# Ⅱ-2 業務委託 令和7年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易型 配点一覧 (1/2)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行			改定				
		評価基準	評価点			評価基準	評価点		
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域
企業評価 (技術力)	① 過去10年間の同種・類似業務の実績	同種業務の実績あり	4			同種業務の実績あり	4		
		類似業務の実績あり	2			類似業務の実績あり	2		
		実績なし	0			実績なし	0		
	② 過去5年度における業務成績評定点の平均点	86点以上	4			86点以上	4		
		83点以上86点未満	3			83点以上86点未満	3		
		80点以上83点未満	2			80点以上83点未満	2		
		77点以上80点未満	1			77点以上80点未満	1		
		77点未満又は評定なし	0			77点未満又は評定なし	0		
	③ 過去2-3年度における山形県優良建設工事関連業務の顕彰歴の有無	顕彰歴あり	1			顕彰歴あり	1		
顕彰歴なし		0			顕彰歴なし	0			
企業評価 (信頼性・社会性)	④ 地域貢献活動(災害協定等の締結)の有無	県土整備部業務災害協定を締結	2			県土整備部業務災害協定を締結	2		
		県土整備部業務災害協定以外の山形県との災害協定等を締結	1			県土整備部業務災害協定以外の山形県との災害協定等を締結	1		
		協定を締結していない	0			協定を締結していない	0		
	⑤ 過去2年度における地域貢献活動(災害関係業務)の有無	山形県発注の合計受注金額1,500万円以上	1			山形県発注の合計受注金額1,500万円以上	1		
		山形県発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5			山形県発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5		
		市町村発注の合計受注金額1,500万円以上	1			市町村発注の合計受注金額1,500万円以上	1		
		市町村発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5			市町村発注の合計受注金額1,500万円未満	0.5		
		実績なし	0			実績なし	0		
		⑥ 過去2年度における地域貢献活動(ボランティア等)の有無	業務実施箇所を含む地域でボランティア活動の実績あり	2			業務実施箇所を含む地域でボランティア活動の実績あり	2	
	業務実施箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり		1			業務実施箇所以外の地域でボランティア活動の実績あり	1		
	ボランティア活動の実績なし		0			ボランティア活動の実績なし	0		
	消防団協力事業所認定あり		1			消防団協力事業所認定あり	1		
	消防団協力事業所認定なし		0			消防団協力事業所認定なし	0		
	インターンシップ等の受入実績あり		2			業務実施箇所の地域に本店を有し、インターンシップ等の受入実績あり	2		
	インターンシップ等の受入実績なし		0			業務実施箇所以外の地域に本店を有し、インターンシップ等の受入実績あり	1		
インターンシップ等の受入実績なし	0			インターンシップ等の受入実績なし	0				
⑦ やまがたスマイル企業認定等					認定あり	1			
					認定なし	0			
(情報収集力) 企業評価	⑧ 過去2年間における業務実績の有無	業務実施箇所での実績あり	4	2	業務実施箇所での実績あり	4	2		
		県内(上記以外)での実績あり	2	1	県内(上記以外)での実績あり	2	1		
		県内での実績なし	0	0	県内での実績なし	0	0		
	⑨ 本店の所在地	本店が業務実施箇所内にある	-	2	本店が業務実施箇所内にある	-	2		
		本店が業務実施箇所内にはない	-	0	本店が業務実施箇所内にはない	-	0		

評価項目⑤の評価対象となる市町村発注業務は(一社)山形県測量設計業協会の調整により受注した市町村発注の災害関係業務(特に激甚な災害に限る)とする。

# Ⅱ-2 業務委託 令和7年7月のガイドライン改定内容

## ■ 簡易型 配点一覧 (2/2)

赤書き：追加等 青書き：削除

評価項目	配点	現行			改定					
		評価基準	評価点			評価基準	評価点			
			通常	若・女	地域		通常	若・女	地域	
⑩ 技術者資格の有無 (測量業務を除く)	建設コンサルタント業務の場合	3	技術士又は同等の能力	3	2	3	技術士又は同等の能力	3	2	3
		3	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5
		3	上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
	地質調査業務の場合	3	技術士又は同等の能力	3	2	3	技術士又は同等の能力	3	2	3
		3	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5	国土交通省登録技術者資格	1.5	1	1.5
		3	上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
	補償コンサルタント業務の場合	3	実務経験7年以上の者又は同等の能力	3	2	3	実務経験7年以上の者又は同等の能力	3	2	3
		3	補償業務管理士	3	2	3	補償業務管理士	3	2	3
		3	上記以外の者	0	0	0	上記以外の者	0	0	0
⑪ 過去10年間の同種・類似業務の経験	6	6	同種業務の経験あり	6		6	同種業務の経験あり	6		6
		3	類似業務の経験あり	3		3	類似業務の経験あり	3		3
		0	経験なし	0		0	経験なし	0		0
⑫ 若手・女性技術者の配置	9	9	女性又は35歳未満の技術者	9		9	女性又は35歳未満の技術者	9		9
		6	35歳以上40歳未満の技術者	6		6	35歳以上40歳未満の技術者	6		6
		0	40歳以上の男性技術者	0		0	40歳以上の男性技術者	0		0
⑬ 過去5年度における業務成績評定点の平均点	6	6	86点以上	6	4	6	86点以上	6	4	6
		4.5	83点以上86点未満	4.5	3	4.5	83点以上86点未満	4.5	3	4.5
		3	80点以上83点未満	3	2	3	80点以上83点未満	3	2	3
		1.5	77点以上80点未満	1.5	1	1.5	77点以上80点未満	1.5	1	1.5
		0	77点未満又は評定なし	0	0	0	77点未満又は評定なし	0	0	0
⑭ 技術者の従事している業務件数	3	3	0～2件	3		3	0～2件	3		3
		2.5	3件	2.5		2.5	3件	2.5		2.5
		2	4件	2		2	4件	2		2
		1.5	5件	1.5		1.5	5件	1.5		1.5
		1	6件	1		1	6件	1		1
		0.5	7件	0.5		0.5	7件	0.5		0.5
		0	8件以上	0		0	8件以上	0		0
		6	業務実施箇所での経験あり	6		6	業務実施箇所での経験あり	6		6
⑮ 過去2年間における業務経験の有無	6	3	県内(上記以外)での経験あり	3		3	県内(上記以外)での経験あり	3		3
		0	県内での経験なし	0		0	県内での経験なし	0		0
		6	推奨単位数以上	6		6	推奨単位数以上	6		6
⑯ 過去2年度におけるCPD取得単位	6	3	推奨単位数の1/2以上	3		3	推奨単位数の1/2以上	3		3
		0	推奨単位数の1/2未満	0		0	推奨単位数の1/2未満	0		0
		計		48	48	48		49	49	49
		[45]	[46]	[45]		[46]	[46]	[46]		

評価項目⑯の対象について、補償関係コンサルタント業務では(一社)日本補償コンサルタント協会が発行するCPD単位の取得証明資料を評価対象とし、それ以外の業務では(一社)日本補償コンサルタント協会以外の認定団体が発行する取得証明資料を評価対象とする。

計の[ ]書きは、測量業務の場合

### Ⅲ 技術資料作成時の留意点

- 1 県土木部（県土整備部）災害協定について
- 2 県土木部（県土整備部）災害協定以外について
- 3 ボランティア活動実績を証明する資料について
- 4 インターンシップ受入実績を証明する資料について
- 5 継続教育（CPD）を証明する資料について
- 6 技術者の専任性を証明する資料について
- 7 評価対象となる技術者の役割について
- 8 その他（全般）

## Ⅲ-1 県土木部（県土整備部）災害協定

### ■ 建設工事

#### ☆ 県土木部災害協定の正式名称

「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定書」（平成8年12月6日締結）

山形県土木部長、一般社団法人山形県建設業協会会長

!!!

県土木部と締結した協定であっても**上記以外**は県土木部災害協定**以外の山形県との協定**として取り扱うので、技術資料や自己評価申請書の作成の際に誤りがないよう留意すること

### ■ 業務委託

#### ☆ 県土整備部業務災害協定の正式名称

「災害時における応急対策業務に関する協定書」（平成26年3月28日締結）

山形県県土整備部長、各総合支庁建設部長

一般社団法人測量設計業協会会長、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北

支部山形県部会長、山形県建設コンサルタント協会会長、山形県地質土壌調査業協会会長

!!!

県県土整備部と締結した協定であっても**上記以外**は県県土整備部災害協定**以外の山形県との協定**として取り扱うので、技術資料や自己評価申請書の作成の際に誤りがないよう留意すること

## Ⅲ-2 県土木部（県土整備部）災害協定以外

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 添付資料の留意点（ガイドラインに記載）

##### □ 災害協定書や覚書の写し

※ 表紙だけでなく、協定の内容部分、協定締結者の押印部分等を含む全文

##### □ 災害協定等の締結者が団体等の場合、入札参加者が構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料

**!!!**

**全文の添付がない場合、当該評価点が「0点」となるので必ず全文を添付すること  
（入札参加者が申請した添付資料のみで判断する）**

## Ⅲ-3 ボランティア等の実績証明

### ■ 建設工事・業務委託 共通


#### ☆ 留意事項

□ ボランティア活動を行った団体名と企業名が異なる場合

例 1 : **単独企業**の場合

団体名「〇〇川を愛する会」 ⇒ 企業名「△△設計株式会社」

➤ 実績報告書や活動証明が団体名となるため、企業の活動を証明しない。

- 
- ・登録する際は、**団体名に企業名**が入るとよい  
(**推奨**であり強制ではない。その判断は各団体が行う。)
  - ・**団体名と企業名が異なる**場合 (団体名から企業名が**判断できない場合を含む**。) は、当該団体が入札参加者であることを証明する**任意の資料**を添付

例 2 : **複数企業**の場合

複数企業で活動団体を構成している場合、**実績報告書**や**活動証明**に  
**企業名と企業ごとの参加人数**を記載する。

## Ⅲ-4 インターンシップ等受入の実績証明

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 留意事項

##### □ 評価対象

- ：インターンシップ、職場体験学習、現場実習等
- ×：現場見学会や一般事務等

##### □ 添付書類

次の①・②の**両方**が必須

#### ① 学校等が証明する「受入れ実績証明書」又は、学校等からの「依頼文＋御礼状」

- 「受入れ実績証明書」「依頼文」「御礼状」は**学校長等の押印があるものを原則**。  
ただし、学校等の事務処理上「依頼文」「御礼状」に押印しない（公印省略）  
場合があるため、「受入れ実績証明書」の発行を依頼することが有効。
- **印影は薄くないか**確認を！

発注者は審査時に印刷物では印影を確認できないときは、提出された電子データを確認。

#### ② 現場での**体験・実習内容が確認できる資料**を以下の例を参考に**1種類添付**

- 学生の体験作文・レポート等、 ○ 状況写真（2枚以上）
- 新聞記事

## Ⅲ-5 継続教育（CPD）の実績証明

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 留意事項

□ 評価対象となる各継続教育（CPD）団体が**公式に発行**する単位取得状況を**証明する資料（証明書）の写し**（Web画面を印刷したものは不可）

➢ 評価対象となる**継続教育団体**及び**奨励単位数**は当該入札案件が適用する「総合評価落札方式**ガイドライン**」に記載するもの。

□ 単位取得状況を証明する資料（証明書）において、**過去2年度**に取得した単位数（内訳）が**判別できない資料は無効**

➢ **無効**となる単位取得証明書の例

単位取得期間	取得単位数
令和4年4月1日～令和7年3月31日	55

※上記の記載では、令和4年度～令和6年度までの過去3年度内の取得単位数は分かるが、**過去2年度における取得単位を証明できていないため、無効**

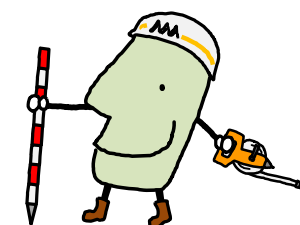
**（令和7年度以降は特例措置の終了に伴い、過去2年度の取得単位を評価）**

## Ⅲ-5 継続教育（CPD）の実績証明

➤ **有効**となる単位取得証明書の例

認定プログラム名	単位取得年月日	取得単位数
令和〇〇年度 〇〇〇〇講習会	令和4年4月20日	5
令和△△年 △△△△研修	<b>令和5年9月27日</b>	<b>10</b>
◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇セミナー	<b>令和6年7月15日</b>	<b>15</b>
令和〇〇年度 〇〇〇〇講習会	<b>令和6年12月5日</b>	<b>15</b>
□□□□□□□□発表会	<b>令和7年1月29日</b>	<b>10</b>

※単位を取得した年月日から、過去2年度における取得単位を判別できるため **有効**



## Ⅲ-6 技術者の専任性の証明

### ■ 業務委託（技術者の専任性）

技術資料提出期限日に**従事している業務**（請負金額100万円以上）の件数

#### ☆ 留意事項

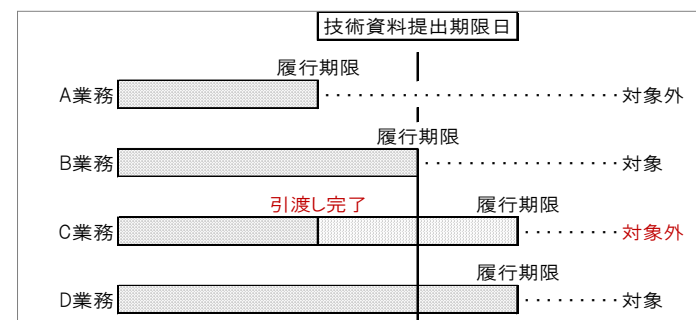
##### □ 評価対象「役割」

○：（土木コン）管理技術者、（地質、測量）主任技術者、（補償）主任担当者、  
担当技術者

×：**照査技術者**

##### □ 評価対象「従事期間」

○：履行期限が技術資料提出期限日以降の業務  
**（ただし、引渡しが完了していれば対象外）**



##### □ 添付書類

・TECRISに登録している業務は、添付資料は不要。

ただしTECRISの**履行期限前に業務終了している場合、引渡しが完了したことを証明する資料**が必要

・TECRISに登録していない業務がある場合は、「様式総合業務3」に必要事項を記載。

併せて、当該業務に「管理技術者等又は担当技術者」として従事していることを証明する資料を添付

## Ⅲ-7 評価対象となる技術者の役割

### ■業務委託

- 専門技術力 技術者の業務**経験**（同種・類似業務）
- 情報収集力 技術者の業務**経験**（業務実施箇所）

### ☆留意事項

#### □評価対象「役割」

○：（土木コン）管理技術者、（地質、測量）主任技術者、（補償）主任担当者、  
担当技術者

**×：照査技術者**

---

- 専門技術力 技術者の業務**成績**

### ☆留意事項

#### □評価対象「役割」

○：（土木コン）管理技術者、（地質、測量）主任技術者、（補償）主任担当者

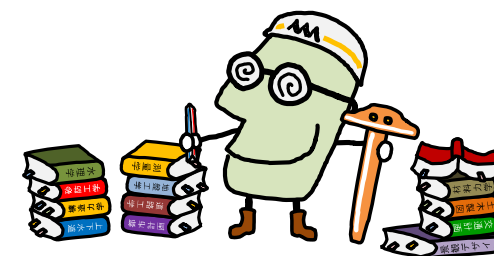
**×：照査技術者、担当技術者**

## Ⅲ-8 その他（全般）

### ■ 建設工事・業務委託 共通

#### ☆ 資料作成・提出に当たって

- 入札公告・入札説明書又は入札条件に指定された評価項目の全てに対して、自己の評価を記載しているか。該当なしの項目であっても「該当なし」と記載しているか。  
⇒指定された項目に対して、何も記載していない場合は、当該項目は「0点評価」となる。
- 事後審査方式における「自己評価申請書」には、自己評価点を記載しているか。
- 技術資料の記載内容を証明する資料に不足が無いか。  
⇒必要な資料が提出されない場合は、当該項目は「0点評価」となる。  
総合評価落札方式ガイドラインで確認する。



令和8年度建設工事等に係る入札・契約制度説明会

# 入札契約制度の留意事項等について

令和8年5月

山形県 県土整備部 建設企画課

# 入札契約制度の留意事項等について

- I 競争入札参加資格者名簿について
- II 電子入札の注意事項について
- III 入札参加資格の確認及び入札の効力について
- IV 建設工事等における低入札価格調査基準について
- V 契約書・契約約款の改正について
- VI 県の入札契約制度の改正について
- VII 発注見通しについて
- VIII 名簿に変更が生じた場合・低入札価格調査等について
- IX 復旧・復興JVと労働者確保、遠隔地からの建設資材調達について<sup>2</sup>

# I 競争入札参加資格者名簿について

1 今年度は、令和9.10年度の競争入札参加資格者名簿の定期受付があります。

!! 受付期間は、

工事 : 令和8年11月1日～11月15日

コンサルタント等 : 令和8年11月16日～11月30日

※ご案内は、各受付の1か月前を目途に行う予定です。

2 令和7・8年度の競争入札参加資格者名簿の追加受付は以下のとおりです。

	受付期間(土日、祝日を除く)	名簿登載期	審査基準日
追加受付	R8. 8. 1 ~ R8. 8. 10	R8.10. 1~R8. 3.31	R8. 7.31

(!) 大臣許可業者の皆様へ (お願い)

※新しい総合評定値通知書(経審結果)を受けた場合

※建設業許可を更新した場合

**必ず県にその写しを  
提出してください。**

名簿に搭載されていても、  
建設業許可や経審が切れている場合は入札に参加できません!!

# I 競争入札参加資格者名簿について

## 令和9.10年度の競争入札参加資格者名簿の電子申請について

令和11・12年度から競争入札参加資格申請は原則電子申請を予定しております。

The screenshot shows the 'オンライン申請手続き' (Online Application Procedure) page. A search bar is highlighted with a red box, containing the text '競争入札'. A red arrow points from this search bar to a text box on the right that says '「競争入札」で検索' (Search for 'Competitive Bidding'). Below the search bar, there are filters for 'カテゴリで探す' (Search by category) and '手続き種別を選択' (Select procedure type). The main content area displays search results for '競争入札' (Competitive Bidding), showing 10 results. The first two results are for '山形県競争入札参加資格審査申請 (測量コンサル・県内業者) (令和7年11月追加)' (Yamagata Prefecture Competitive Bidding Qualification Review Application (Surveying Consultant/In-county Business) (Added Nov 2025)). The last two results are for '山形県競争入札参加資格審査申請 (工事材料・県内業者) (令和7年11月追加)' (Yamagata Prefecture Competitive Bidding Qualification Review Application (Construction Materials/In-county Business) (Added Nov 2025)).

電子申請は「やまがたe申請」から

申請フォームは申込期間になってから申請が可能となります。

やまがたe申請の申込フォームは、受付開始1か月前を目途に県ホームページで公開する予定です。

# I 競争入札参加資格者名簿について

## 入札参加資格者名簿の変更について

### (1) 随時受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
共通	商号又は名称	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者名	なし	登記簿謄本(写)(法人) 印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	代表者の役職名	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届 委任状(受任者用)
	本社の住所・郵便番号	なし	登記簿謄本(写)(法人) 委任状(受任者用)
	本社の電話番号	なし	なし
	資本金	なし	登記簿謄本(写)(法人)
	受任者名	—	委任状(受任者用)
	受任者の住所・郵便番号	—	なし
	受任者の役職名	—	使用印鑑届 委任状(受任者用)
	受任者の電話番号	—	なし
	実印	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届	印鑑証明書(原本) 使用印鑑届
	使用印鑑	使用印鑑届	使用印鑑届
	申請代理人	委任状(代理申請用)	委任状(代理申請用)
	建設工事	新しい総合評価値通知書	総合評価値通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ
建設業許可の更新		許可通知書(写) ⇒大臣許可業者のみ	許可通知書(写)
建設業許可の一部廃業		なし	なし
許可番号の変更		なし	許可通知書(写)
県内営業所の新設・廃止		なし	様式第22号の2「変更届出書」(写)
JV名称、代表、出資比率の変更		協定書	—
協同組合の代表		なし	—
測量・コンサル	営業登録の抹消	なし	なし
	県内営業所の新設	営業所調書(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)	営業所調書(様式C) 登記簿謄本(写)(法人)
	県内営業所の廃止	なし	なし

出典：山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

### (2) 追加受付期間のみ受付できるもの

	変更事由	添付書類	
		県内業者	県外業者
建設工事	入札参加希望業種の追加	第2章2による総合評価値通知書	第2章2による総合評価値通知書
	許可区分の変更(特⇔般)	なし	許可通知書(写)
	役務の業種追加	付表6 役務の資格申請調書	付表6 役務の資格申請調書
測量・コンサル	入札参加希望業種の追加	(営業登録の登録証等)	(営業登録の登録証等)
	営業登録の追加	営業登録の登録証等	営業登録の登録証等
	技術者数の変更	資格の確認資料	資格の確認資料
	役務の業種追加	役務の資格申請に係る付表	役務の資格申請に係る付表
材料	入札参加希望品目の追加	なし	なし

出典：山形県の競争入札参加資格申請の手引き【抜粋】

**！ 注意してください！**

指名通知が届いてから、慌てて変更手続を行うことになったり、電子入札に手続が間に合わず、紙入札しなければならなくなったケースが見られます。

登録内容が変更になる場合には、速やかにお手続くださいますようお願いいたします。

## II 電子入札の注意事項について

山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の大部分を電子入札で執行しております。

電子入札システムで添付可能なファイルの容量は**10メガバイト**となっております。  
(指名競争入札における技術資料のみ**3メガバイト**)

### (1) 電子入札を対象とするものの大まかな考え方

入札区分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
調査・測量・設計 コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託 (除雪・維持修繕等)	△	△	△

○:原則として、電子入札により行うもの

△:できる限り、電子入札により行うもの

### ！ICカードについての注意事項

- ① ICカード取得時の商号名称・代表者・本店所在地が変更になった場合には入札参加資格者名簿の変更手続の後に、**ICカードの再登録が必要**です。
- ② 入札参加資格のないICカードで行った入札は**無効**になります。
- ③ 有効期限をご確認ください。

この場合、“**新しいICカード**”をご用意ください。

【変更時に手続きが必要な情報】 ①企業名、 ②企業住所、 ③取得者氏名（代表者・受任者）、  
④連絡先名称・連絡先郵便番号・住所・氏名・電話番号・FAX・メールアドレス

### Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

---

※ 参加資格申請時の添付資料漏れなどにより、  
参加資格なしとなるケースが見受けられます。

- 参加資格申請書の提出に当たっては、入札公告や入札説明書を十分確認していただき、求められている確認資料を漏れなく提出してください。
- 必要な確認資料のいずれか 1 つでも添付がない場合は、「入札参加資格なし」となります。
- 記入誤り、記入漏れなどの不備がないよう、提出の際は再度確認をお願いします。

# ＜条件付一般競争入札説明書抜粋＞

## 2-3 入札参加資格の確認等

- (1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記2-1の「入札参加者の資格」を有することを証明するため、(2)に示す申請書及び確認資料を提出しなければならない。**この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合は、入札参加資格がないものとする。**
- (2) 提出書類
- イ 申請書  
申請書は、山形県電子入札システムから電子的に提出すること。  
よって、申請書を別途作成及びファイル添付する必要はない。
- ロ 確認資料  
2-4【確認資料一覧】のとおり
- ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。  
なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
- ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。
- ホ 確認資料の提出は、申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の確認資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは10.0メガバイト（以下「MB」という。）以内とすること。押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。  
ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認め、ファクシミリによるものは受け付けない。なお、確認資料を持参又は書留郵便により提出する場合にあっては、当該確認資料に、「山形県電子入札システムにより作製し印刷した申請書」を添付するものとする。
- ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。
- ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求められることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。
- チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準として、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

**資料提出前に、改めて確認をお願いします！！**

## 2-4【確認資料一覧】

※発注者記載例

		(注) 設定した参加資格等に応じて適宜修正すること。なお、資料ハ・ニ・ヘは提出必須。	
必要資料	確認資料		
	提出を求める確認資料については、左欄に○を付し、不要なものは【不要】と明示		
○	イ	施工実績を記載した書面	様式第2号「同種工事の施工実績」
○	ロ	施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し cについては、「施工実績要件1」を入札参加資格に定めた場合に記載すること。	
○	ハ	配置予定の技術者の資格等を記載した書面 様式第3号の2「主任（監理）技術者の資格・工事経験」 ①入札参加者の資格として、技術者実績要件を設定していない場合は、様式中の「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」は記載不要とする。 ②配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。 ③配置予定技術者の「法令による資格・免許」における（カッコ）内には、資格免許の取得年を記載すること。 ④総合評価落札方式による場合、本書面の提出は、様式総合3「技術者の能力」の提出をもって代えることができる（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。） ⑤様式中の「建設業法第26条第3項各号に規定する監理技術者の配置予定」、「申請時における他工事との兼務」の欄は、記載後の状況の変化、記載誤り又は記載漏れがあった場合でも入札参加資格には影響しないものとする。	
○	ニ	ハの技術者の国家資格者証等（建設業法（昭和24年5月法律第100号）に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者資格者証裏面の写し） ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しているが、交付手続中のため入札参加確認申請期限までに当該資格者証又は監理技術者講習履歴が確認できる書面を提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。	
○	ホ	ハの技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し 記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。 b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し	
○	ヘ	総合評定値通知書の写し 審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。 ※審査基準日が1年7月以内であっても、直近のものでない場合は参加資格なしとする。	
○	ト	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し への総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。	
○	チ	指定技術者等配置計画書（併せて資格者証等の写しを提出すること。） 舗装施工管理技術者、鋼橋塗装技能士又は路面標示施工技能士の配置を義務付けた場合	

【注】①必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格がないものとする。  
【注】②提出する資料に記入誤り、記入漏れ、押印漏れなど不備があった場合は、入札参加資格なしとなるため、提出の際は十分に確認した上で提出すること。

### Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※ 積算内訳書に不備がある場合は、入札無効となりますのでご注意ください（誤った積算内訳書を提出した場合、**差替えはできません!**）。

- 入札説明書や積算内訳書作成マニュアルに従って作成、保存されていない内訳書を提出したため、無効の入札となるケースがあります。
- 決められた手順で保存を行わないと、作成時刻等必要なデータが自動生成されません。
- 積算内訳書の提出に当たっては、
  - ① 県が提供する指定ファイルを使用
  - ② 他者がダウンロードしたファイルを使用しない
  - ③ シート保護の解除や、保護領域の改変をしない
  - ④ 必須項目の未入力

などにも十分ご注意の上、適正に作成してください。

※ 建設業法等の改正・施行により、入札書とあわせて提出する内訳書に労務費等の記載が義務付けられたことに伴い、当面の間、県発注の工事では積算内訳書（その2）の提出も必要となります。

# ＜条件付一般競争入札説明書抜粋＞

## 4 共通説明事項

### 4-1 入札及び開札

(1) 入札は、規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。共同企業体にあつては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が共同企業体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

(2) 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。

(3) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。**提出する積算内訳書は、県が山形県電子閲覧システムにより提供する指定ファイル**を山形県電子入札システムで提出する入札書に添付して行うものとする。提出する積算内訳書について、**指定ファイル以外の書式は認めないものとする**。ファイルの名称は「積算内訳書（工事名）（商号又は名称）」とすること。

ただし、ファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、CD又はDVD（以下「CD等」という。）に記録したファイルを持参又は書留郵便により提出することを認める。

CD等の提出に際しては、封かんの上、入札者の氏名、入札に関する工事名及び開札日を表記し、「積算内訳書在中」の旨を朱書きして、入札書受付締切日時までに、担当部局（契約担当）まで到達させること。また、山形県電子入札システムによる入札書には「積算内訳書は郵送又は持参による」旨の文書ファイルのみを添付すること。この文書ファイルはワード形式によるものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の $\frac{\text{○}}{100}$ （例：100分の10（消費税及び地方消費税（以下、注記事項において「消費税等」という。）の率による。））に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の $\frac{\text{○}}{100}$ （例：110分の100（消費税等の率による。））に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

(6) 開札は、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

入札に参加される際は、入札説明書や積算内訳書作成マニュアル(PDF)等をよく読んで提出くださるようお願いいたします。

## 7. 積算内訳書（その2）について

### ■ 概要

2月1日以後に公告する工事の入札から、従来の「積算内訳書」に加え、入札時に新しく「積算内訳書（その2）」の記載・提出が必要となります（一部例外あり）。

従来の「積算内訳書」のダウンロード箇所から同様にダウンロードのうえ提出して下さい。

(印) 入札参加者名: △△  
住所(市町村名のみ): ○○

積算内訳書(その2)  
工事名: 〇〇工事

工事区分・工種・種別・細別・規格	数量	単位	金額(円)
...			
直接工事費		式	
うち材料費	1	式	
うち労務費	1	式	
共通仮設費		式	
共通仮設費(串計上)		式	
純工事費		式	
現場管理費		式	
うち法定福利費の事業主負担額	1	式	
うち建退共制度の掛金	1	式	
工事原価		式	
うち安全衛生経費	1	式	
一般管理費等		式	
工事価格		式	
消費税相当額		式	

土木工事に共通する様式です。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」  
第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。  
(令和7年12月改正法令施行：下線部分)

### ■ 注意事項

- ① この様式は、追加で必要なものであり、前述の「積算内訳書」に代わるものではありません。前述の「積算内訳書」の作成及び提出は別途必須となります。
- ② 橙色セルに記入し、保存してください。  
保存ファイル名は「積算内訳書(その2) (工事名) (商号又は名称)」として下さい。  
(下線部は各工事、各会社ごとに記載して下さい。)
- ③ 橙色セル以外は入力できない様、ロックされています。
- ④ 電子入札システムにて提出する際には、「積算内訳書」と「積算内訳書(その2)」をデスクトップ上に保存し、2つを選択のうえ、右クリックのメニューからZIPに圧縮して、1ファイルにまとめて提出してください。その際、ZIPファイルの名称は「積算内訳書(工事名) (商号又は名称)」としてください。(入札時の提出方法は、山形県電子入札システム操作マニュアル(受注者用)内の「入札書提出作業」を参照してください)
- ※ 圧縮後のZIPファイルおよび積算内訳書は、開くかどうか右クリックの「開く」にて確認のうえ提出ください(その際、積算内訳書を閉じるときは「保存しない」で閉じて下さい。) ファイルを開けない場合、ファイルの名称が長いことが原因の可能性がありますので、②および④で指定したファイル名称を適宜簡略化して保存してください。
- ⑤ 「積算内訳書(その2)」の提出に漏れがあった場合は直ちに失格とはなりません、速やかにメールで提出いただきます。
- ⑥ ⑤の場合、追加提出を求めたにも関わらず、提出に応じない応募者は失格となります。

## 積算内訳書作成 マニュアル(抜粋)

### 【ポイント】

- 橙色のセルに漏れなく入力してください。
- 従来の積算内訳書と「その2」をzipに圧縮して1ファイルとして提出してください(注意事項④参照のこと)。
- 提出前に作成したzipファイルが展開できることを確認してください。展開できない場合、ファイル名が長いことが原因の可能性があるので、**適宜ファイル名を簡略化**してください。
- 積算内訳書(従来分、その2)の作成について不明な点が生じた場合は、発注課へ問い合わせください。

### Ⅲ 入札参加資格の確認及び入札の効力について

※以下の入札等についても無効となります。

- 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札
- 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、題名又は質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札
- 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札
- 所定の日時までに到達しない入札
- 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札
- 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

など

## IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

山形県では、ダンピング受注を防止し、価格だけではなく工事等の品質の確保を図るため、基準値より低い入札価格については調査の上、落札決定をしております。

### 【①建設工事】

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	H29.6～	H29.6～	R4.7～
直接工事費	97%	75%	85%
共通仮設費	90%	75%	85%
現場管理費	95%	75%	85%
一般管理費	65%	50%	60%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

# IV 建設工事等における低入札価格調査基準について

## 【②建設関連業務委託】（土木関係建設コンサルタントの場合）

経費の種類	調査基準価格	失格数値基準	
	R2.7～	H28.4～	R4.7～
直接人件費	100%	90%	95%
直接経費	100%	90%	95%
その他原価	90%	90%	90%
一般管理費	60%	30%	35%
上限	95%	—	—
下限	75%	—	—

## V 契約書・契約約款の改正について

---

### 令和8年7月～

- 公共工事標準請負契約約款の改正に伴う改正  
国の公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、所要の改正を行います。
- ※ 改正後の契約約款については令和8年7月以降に県のホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

## VI 県の入札契約制度改正について

【令和8年度の制度改正予定について】

令和8年7月～

- 総合評価落札方式（実施要領、ガイドライン）の改定 ⇒ 資料1
- 建設工事の発注基準の見直し
- 損害保険会社における契約の電子保証の導入

【御注意ください！！】

- 例年7月以降に入札公告する案件から、様式が改まる場合があります。※特に総合評価落札方式

入札公告等をご確認の上、公告等で指定されている様式で御提出をお願いします。

- 改正後の様式は県HPに今後掲載します。

( [https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsujouhou/nyuusatsujouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsujouhou/kn/dl.html) )

## Ⅵ 県の入札契約制度改正について

### 令和8年7月～

#### ○ 発注基準(土木一式工事などの競争入札参加者の要件)の見直し

最近の資材費の高騰を踏まえ、国土交通省等の取組みに準じて、建設工事の発注基準額の見直し（引上げ）を行います。

工事の種類	工事の設計金額(現行)	工事の設計金額(改正後)	等級
土木一式工事	8,000万円以上	1億円以上	A
	3,000万円以上 8,000万円未満	3,500万円以上 1億円未満	A B
	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,500万円未満	B C
	1,000万円未満	1,000万円未満	C D
建築一式工事	1.5億円以上	1.8億円以上	A
	5,000万円以上 1.5億円未満	6,000万円以上 1.8億円未満	A B
	1,000万円以上 5,000万円未満	1,000万円以上 6,000万円未満	B C
	1,000万円未満	1,000万円未満	C D
電気工事 管工事	6,000万円以上	7,000万円以上	A
	2,000万円以上 6,000万円未満	2,000万円以上 7,000万円未満	A B
	2,000万円未満	2,000万円未満	B C
舗装工事	3,000万円以上	3,500万円以上	A
	1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 3,500万円未満	A B
	1,000万円未満	1,000万円未満	B C

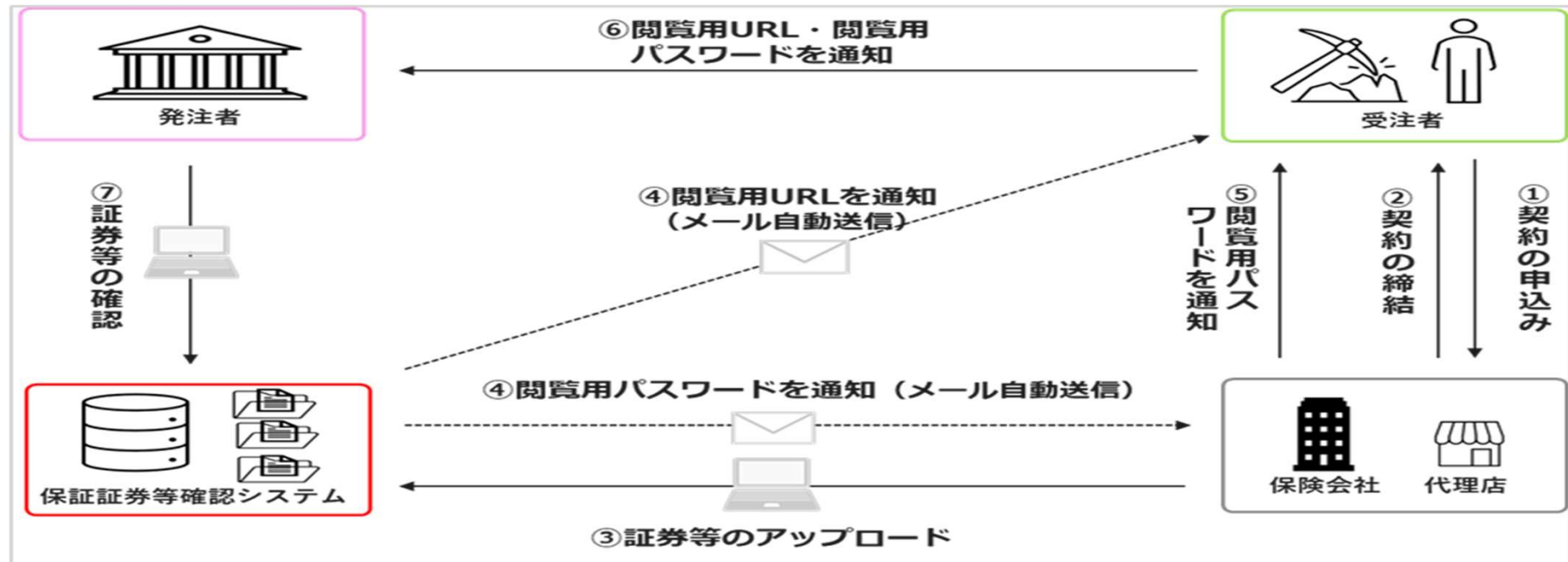
## VI 県の入札契約制度改正について

令和8年7月～

### ○ 損害保険会社における契約の電子保証の導入

損害保険会社の契約の保証に係る保証証券等の提出方法として、従来の書面提出に加え、電磁的方法による提出が可能となります。

【保証証券等確認システムのイメージ（一般社団法人日本損害保険協会のホームページより）】



※ 電子保証の利用を希望する場合は、各保険会社にお問い合わせください。

※ 保証証券等確認システムについての詳細は一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご確認ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/syouken/kakunin/index.html>

# VII 発注見通しについて

**公表事項選択**

<b>発注見通し</b> 建設工事等の発注見通しをご覧いただけます。 (4月、6月、8月、10月、1月、3月更新)	<b>入札公告等</b> 建設工事等に係る入札公告等をご覧いただけます。 ※随意契約、又は指名競争入札の案件については、入札公告及び入札説明書を閲覧出来ません。	<b>公表設計書</b> 入札結果等入札の過程に係る情報 建設工事等に係る公表設計書・入札結果等入札の過程に係る情報をご覧いただけます。
<b>契約情報</b> 建設工事等に係る契約情報をご覧いただけます。	<b>成績評定結果</b> 建設工事等に係る受注者の成績評定結果をご覧いただけます。	

1. 山形県では、建設工事、建設工事関連業務委託の発注見通しについて、山形県ホームページ山形県入札情報公開サービスにより公開しております。

2. 公表は年6回 [4月、6月、8月、10月、1月、3月] 更新します。

◎施工時期等の平準化に向けた計画的な発注の促進を図ってまいります。

## VIII 名簿に変更が生じた場合・低入札価格調査等について

---

1 競争入札参加資格者名簿に係る各種変更届については、持参又は郵送により提出してください。

※R7・8名簿に係る追加受付（8月）、R9・10名簿に係る定期受付（11月）については、あらためてお知らせいたします。

2 低入札価格調査を行う際は、状況に応じ、対面では行わず、電話やテレビ会議システム等による場合があります。

3 その他、入札契約制度に関して御相談いただく場合、まずは電話等にてお問合せください。

【復旧・復興JV】

大規模災害時において、不足する技術者等を確保し、復旧又は復興工事の円滑な施工を確保するため、地元の建設企業が被災地以外の建設企業と共同し、その施工力を強化するために組成される共同企業体

■ 対象工事

激甚災害として指定された災害、その他の特に激甚な災害からの復旧・復興工事【当面は、「土木一式工事」に限る】

・復旧・復興JVの対象となる工事は、単体業者も入札参加が可能。ただし、同一業者が単体業者とJV、または異なるJVの構成員として同時に入札に参加することはできません。

■ 復旧復興JVの要件

- ① 企業体の代表者が被災地域(=上記「対象工事」を発注する各総合支庁本庁舎又は地域振興局管内)に主たる営業所を有する者
- ② 企業体組成後の等級がA又はB等級に格付けされること

復旧・復興JVについて、詳しくは、こちらのQRコードから(県HP) →



【労働者確保、遠隔地からの建設資材調達】

労務市場や建設資材がひっ迫し、地域外からの確保が必要になる場合、工事実施段階において、当初の確保条件によりがたい場合に調達の実態を反映して、設計変更により対応可能とするもの

■ 対象工事

発注工事の特記仕様書に、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更の試行工事」と記載された工事

■ 設計変更の対象費

【労働者確保】 ※地域内、地域外や距離に関係なく設計変更の対象

「共通仮設費(率分)の営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用について、設計変更の対象とする

- 営繕費 : 労働者送迎費、宿泊費、借上費
- 労務管理費 : 募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

【建設資材調達】

- 対象資材 : 採石<sup>※</sup>、土砂、仮設材 ※再生クラッシュランは対象外

労働者確保等に関するマニュアルやQ&Aなどの詳しくは、こちらのQRコードから(県HP)



# 建設業法上の留意点

～ 法令遵守のポイント～

## 【目次】

1. 建設業許可制度	1 ページ
2. 技術者制度	2 ページ
3. 請負契約の適正化	5 ページ
4. 元請（特定建設業）の責務	12 ページ
5. 施工体系図の作成・掲示	13 ページ
6. 施工体制台帳の作成	15 ページ
7. 建設業法で定める標識の掲示	21 ページ

# 1. 建設業許可制度

【国土交通大臣許可】 2以上の都道府県に営業所を設置

【都道府県知事許可】 1都道府県のみで営業所を設置

**ポイント** 山形県内に本店のある建設業者が、山形県外に営業所を持つ場合、国土交通大臣許可業者でなければ、その県外営業所の名前で請負契約することはできない。

【特定建設業許可】 発注者から直接工事を請け負う元請で、総額5,000万円以上  
(建築一式は8,000万円以上)の下請契約に必要

【一般建設業許可】 建設業を営むうえで、軽微な建設工事を除き、必要

**ポイント** 軽微な建設工事

建築一式工事 : 1,500万円未満※の建設工事 又は 150㎡未満の木造住宅工事

建築以外の工事 : 500万円未満※の建設工事

※ 材料を支給する場合には 支給する材料費等を含む。

【許可の主な要件】

○ 経營業務管理責任者の設置

建設業の経營業務について一定期間の経験を有する常勤役員等の配置が必要

**ポイント** 常勤性が求められるため、他法令で専任を要するものと併任できない場合がある。

○ 営業所技術者等の設置

営業所ごとに一定の資格・経験を有する技術者等の配置が必要

**ポイント** 専任配置が必要なため、専任を要する工事現場の主任技術者との兼務はできない。

○ その他

財産的要件を有していることなどが必要

## 2. 技術者制度

### 【工事現場に配置する技術者】

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要である。（建設業法第26条）

- 主任技術者 請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請下請に関わらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置く必要がある。

**ポイント**

・ 4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の公共性のある施設等には専任配置が必要。

※他の専任を要する職務との兼務不可

経營業務管理責任者、営業所技術者等、他工事の専任主任技術者など

・ 500万円未満の工事であっても、許可業者であれば、主任技術者の配置が必要。

- 監理技術者

発注者から直接工事を請け負う元請、かつ、5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、監理技術者を置く必要がある。

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）			その他（左記以外の22業種）		
	土木一式、建築一式、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	5,000万円*1以上	5,000万円*1未満	5,000万円*1以上は契約できない	5,000万円*1以上	5,000万円*1未満	5,000万円*1以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が4,500万円*3以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし	必要	必要なし	

1：建築一式工事の場合8,000万円

2：① 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、消防施設、水防施設、学校又は国若しくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所若しくは試験所、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事

③ 石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事（建設業法施行令第27条第1項）

3：建築一式工事の場合9,000万円

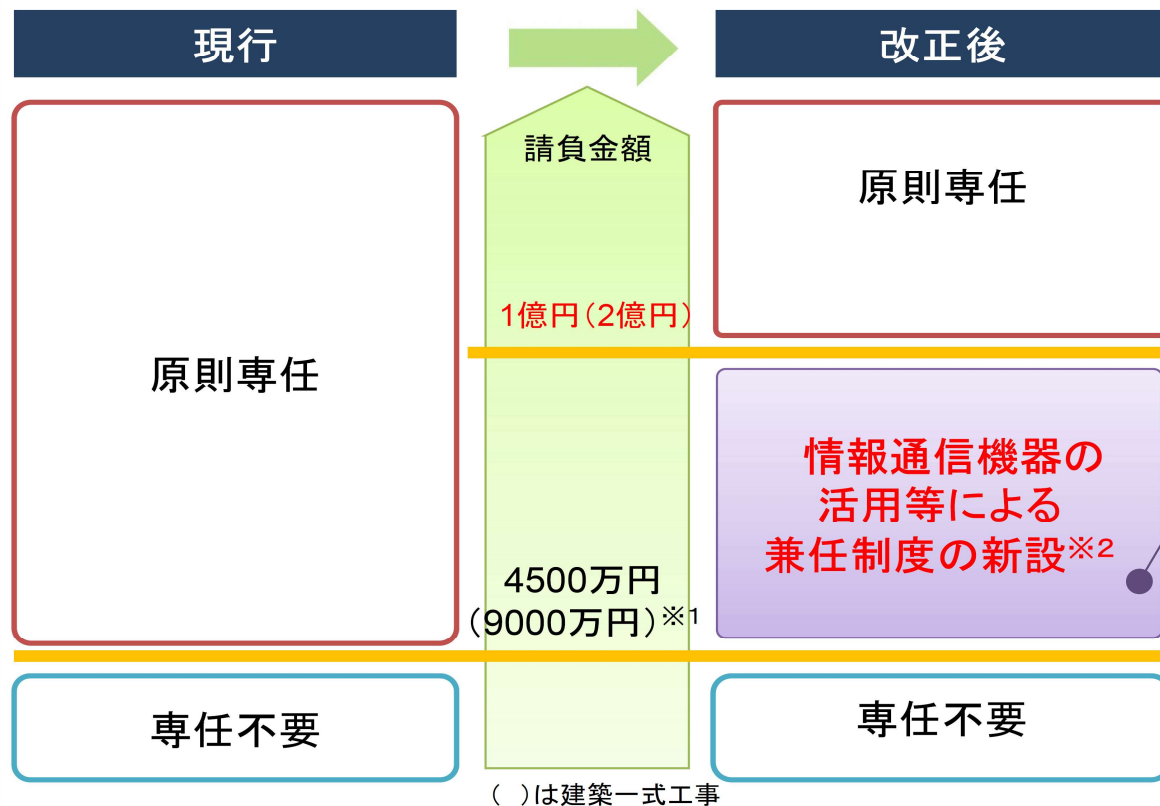
#### 【実務経験者の留意点】

実務経験は、請け負った建設工事の種類と同じ業種の工事の実務経験が必要となる。また、経験を要する年数は、会社従事期間ではなく、工事実務年数である。

## 2. 技術者制度（続き）

### 現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任現場の兼任）

- 建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



#### 【兼任の要件】

##### ○請負金額(政令)

1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満

##### ○兼任現場数(政令)

2以下

##### ○工事現場間の距離(省令)

1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内

##### ○下請次数(省令)

3次まで

##### ○連絡員の配置(省令)

監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置

(土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者)

##### ○施工体制を確認できる情報通信技術の措置(省令)

##### ○人員の配置を示す計画書の作成、保存等(省令)

【補足】計画書の参考様式を国土交通省HPにて掲載

##### ○現場状況を確認するための情報通信機器の設置

(省令)

※運用の詳細や留意事項は、「監理技術者制度運用マニュアル」に記載

※1: 近年の建設工事費の高騰に伴い、金額の引き上げ済(令和7年2月1日施行)

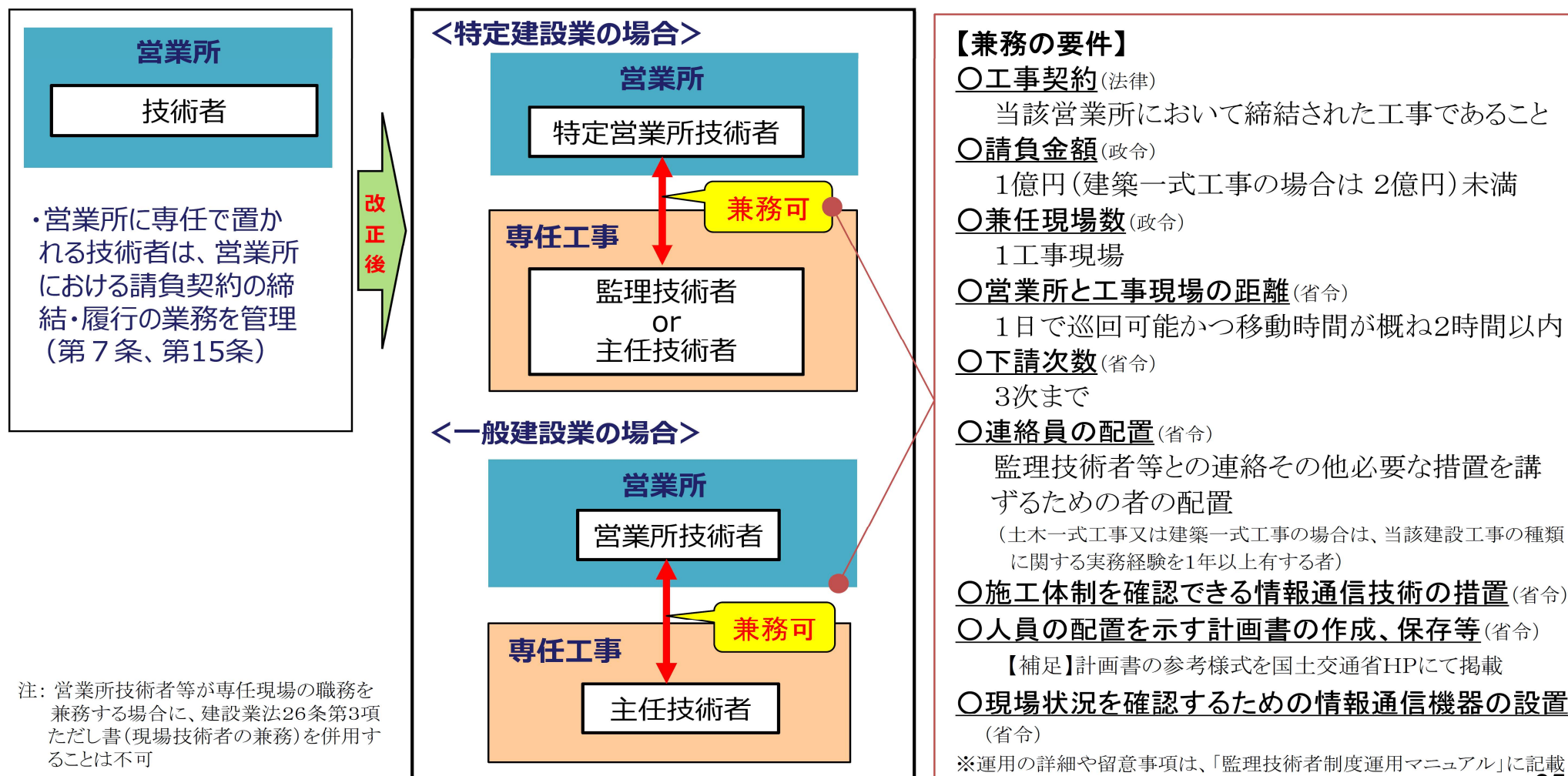
※2: 主任技術者・監理技術者に適用可能

補足: 上図中「原則専任」について、監理技術者を補佐する者を工事毎に専任で置く場合には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能(主任技術者は適用不可)。この制度は改正後も引き続き活用可能。

## 2. 技術者制度（続き）

### (5)現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務）

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、  
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

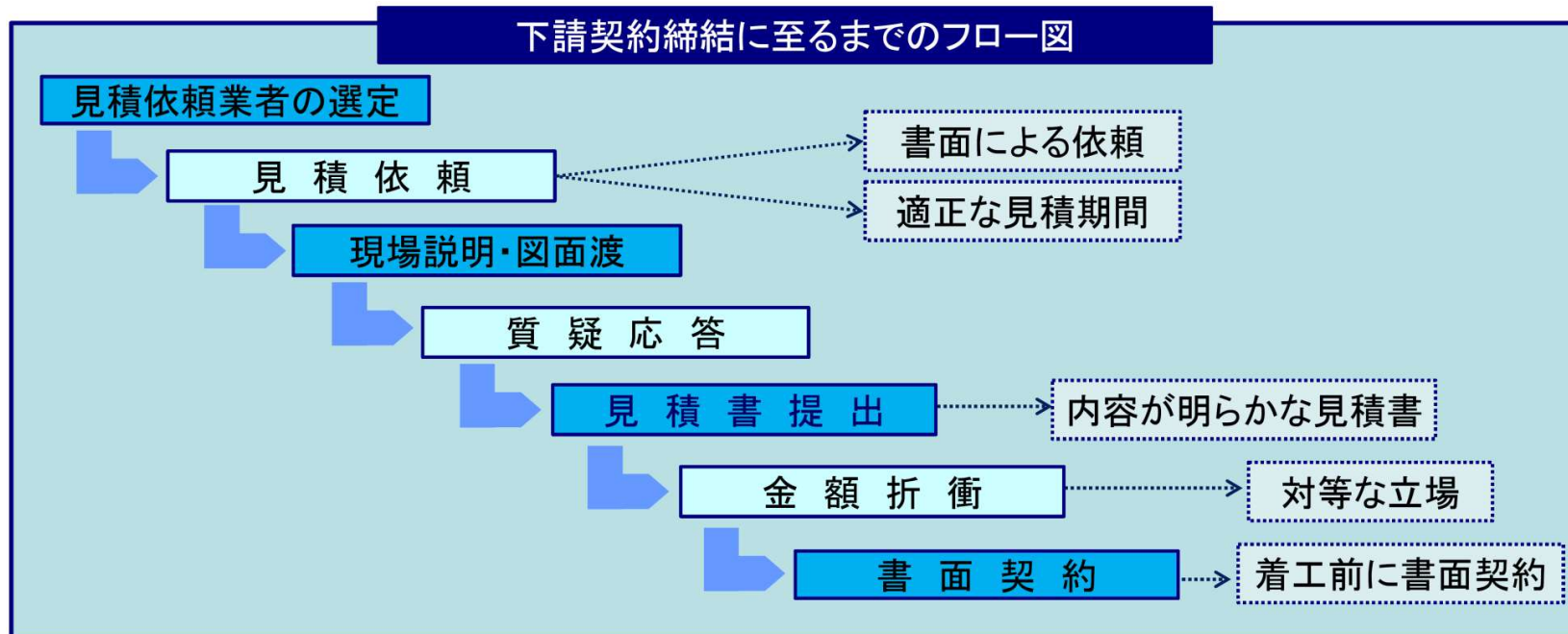
# 3. 請負契約の適正化

## (1) 請負工事の適正化（見積）

- 適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。（建設業法第18条）
- 工事見積条件を明確にするため、見積依頼は定められた事項が記載された書面で行うことが必要です。（建設業法第20条第4項）
- 建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。（建設業法第20条第4項、建設業法施行令第5条の9）
- 見積書には「法定福利費」の他、「材料費」「労務費」等について記載するよう努めなければなりません。（建設業法第20条第1項、建設業法施行規則第13条の12）

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 <b>1</b> 日以上
②500万円以上5,000万円未満の工事	中 <b>10</b> 日以上
③5,000万円以上の工事	中 <b>15</b> 日以上

※ 予定価格が②③の工事では、やむを得ない事情があるときは、見積期間をそれぞれ5日以内に限り短縮することができる。



### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### （2）請負工事の適正化（契約書）

- 請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることにより、元請・下請間の紛争を防ぐことを目的としています。
- 契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、工事着手前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。（建設業法第19条）

建設業法では、次の15項目を必ず記載することとされています。

- |  |  |
|--|--|
| ① 工事内容   | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め   |
| ② 請負代金の額   | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め  |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期   | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期   |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容   | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法  |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法  | ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金  |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め   | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法  |
| ⑧ 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更                          |  |

※さらに、建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目を加えて記載しなければなりません

- |            |              |                        |               |
|------------|--------------|------------------------|---------------|
| ① 分別解体等の方法 | ② 解体工事に要する費用 | ③ 再資源化等するための施設の名称及び所在地 | ④ 再資源化等に要する費用 |
|------------|--------------|------------------------|---------------|

○ 公共工事・民間工事とも契約内容を次のいずれかの書面で作成

- ① 契約書
- ② 基本契約書＋注文書＋請書
- ③ 注文書（約款を添付又は印刷）＋請書（約款を添付又は印刷）

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### （3）下請代金の適正な支払い

- 下請代金が適正に支払われなければ下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。
- 建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的として、下請代金の支払に関する規定を設けています。

#### 下請代金の支払等に関する8つのルール

##### ルール1（現金払）

下請代金の支払は、できる限り現金払いとしなければなりません。労務費は現金で支払うよう配慮する。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」、建設業法第24条の3第2項

##### ルール2（前払金）

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。

※建設業法第24条の3第3項

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

##### ルール3（有償支給の資材代金の回収時期）

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由がある場合を除き、当該資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはなりません。

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「9. 早期決済について」

##### ルール4（検査及び引渡し）

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

※建設業法第24条の4

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「1. 検査期間について」「2. 工事目的物の引取りについて」

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### ルール5（下請代金の支払期日）

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1か月以内に支払わなければなりません。

※建設業法第24条の3

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保・支払遅延」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「3. 注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

#### ルール6（特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例）

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。

※建設業法第24条の6

※建設業法令遵守ガイドライン「10-1. 支払留保・支払遅延」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「4. 特定建設業者の下請代金の支払について」

#### ルール7（割引困難な手形による支払の禁止）

特定建設業者は、下請代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形により行ってはいけません。

※建設業法第24条の6第3項

※建設業法令遵守ガイドライン「11. 長期手形」

※建設産業における生産システム合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」

※建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準「5. 交付手形の制限について」

#### ルール8（赤伝処理）

赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書に明示しなければなりません。

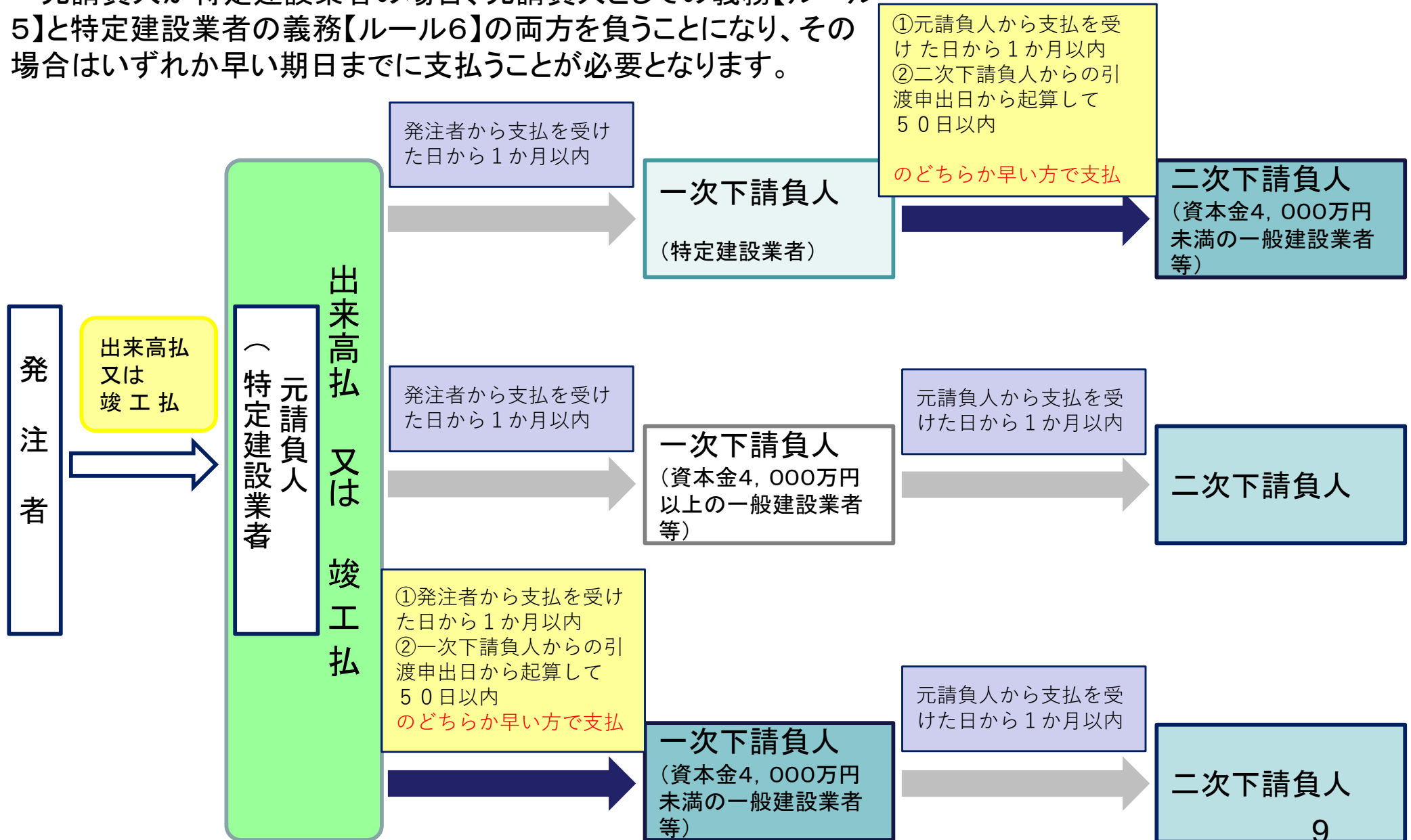
※建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項

※建設業法令遵守ガイドライン「9. 赤伝処理」

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### 下請代金の支払期日（建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項）

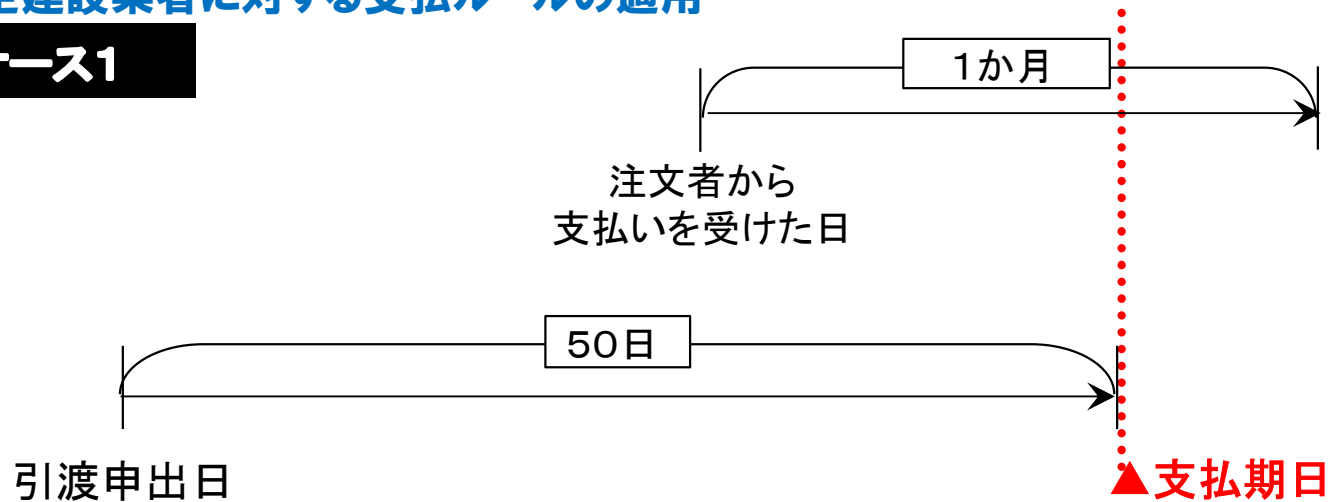
元請負人が特定建設業者の場合、元請負人としての義務【ルール5】と特定建設業者の義務【ルール6】の両方を負うことになり、その場合はいずれか早い期日までに支払うことが必要となります。



### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### 特定建設業者に対する支払ルールの適用

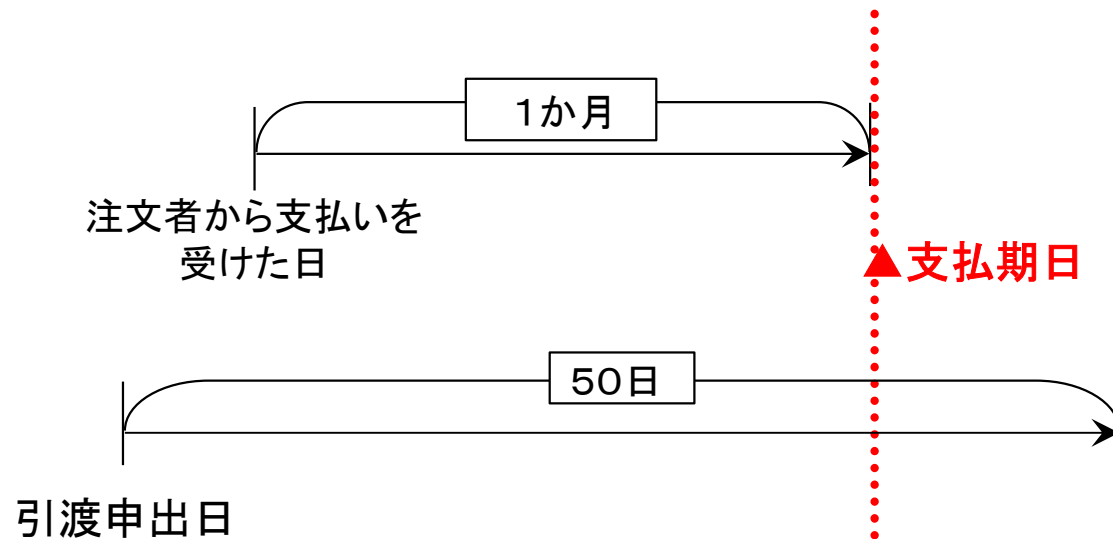
##### ケース1



いずれか早い方が支払期日となる

(この場合は、引渡申出日から起算して50日以内)

##### ケース2



いずれか早い方が支払期日となる

(この場合は、注文者から支払を受けた日から1か月以内)

下請代金の支払期日については、下請負人からの請求書提出日は基準とならないことに留意  
(建設業法第24条の3第1項、第24条の6第1項共通)

### 3. 請負契約の適正化（続き）

#### （4）工事の一括下請負（丸投げ）禁止

##### 一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないもの

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。（入札契約適正化法）
- 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。  
※平成18年の法改正により、一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事＝共同住宅）についても一括下請が全面禁止されています。

#### 【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

##### ● 自社の技術者が下請工事の

- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来高・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者への指導・監督

等について、**主体的な役割**を現場で果たしていることが必要

##### ● 発注者から工事を直接請け負った者については、加えて、

- ⑦ 発注者との協議
- ⑧ 住民への説明
- ⑨ 官公庁等への届出等
- ⑩ 近隣工事との調整

等について、**主体的な役割**を果たしていることが必要です。

## 4. 元請（特定建設業）の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならない。

(建設業法第24条の7)

なお、下請業者は、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象となる。

### 責務

- ①現場での法令遵守指導の実施
- ②下請業者の法令違反については、是正指導
- ③下請業者が是正しないときは、許可行政庁へ通報

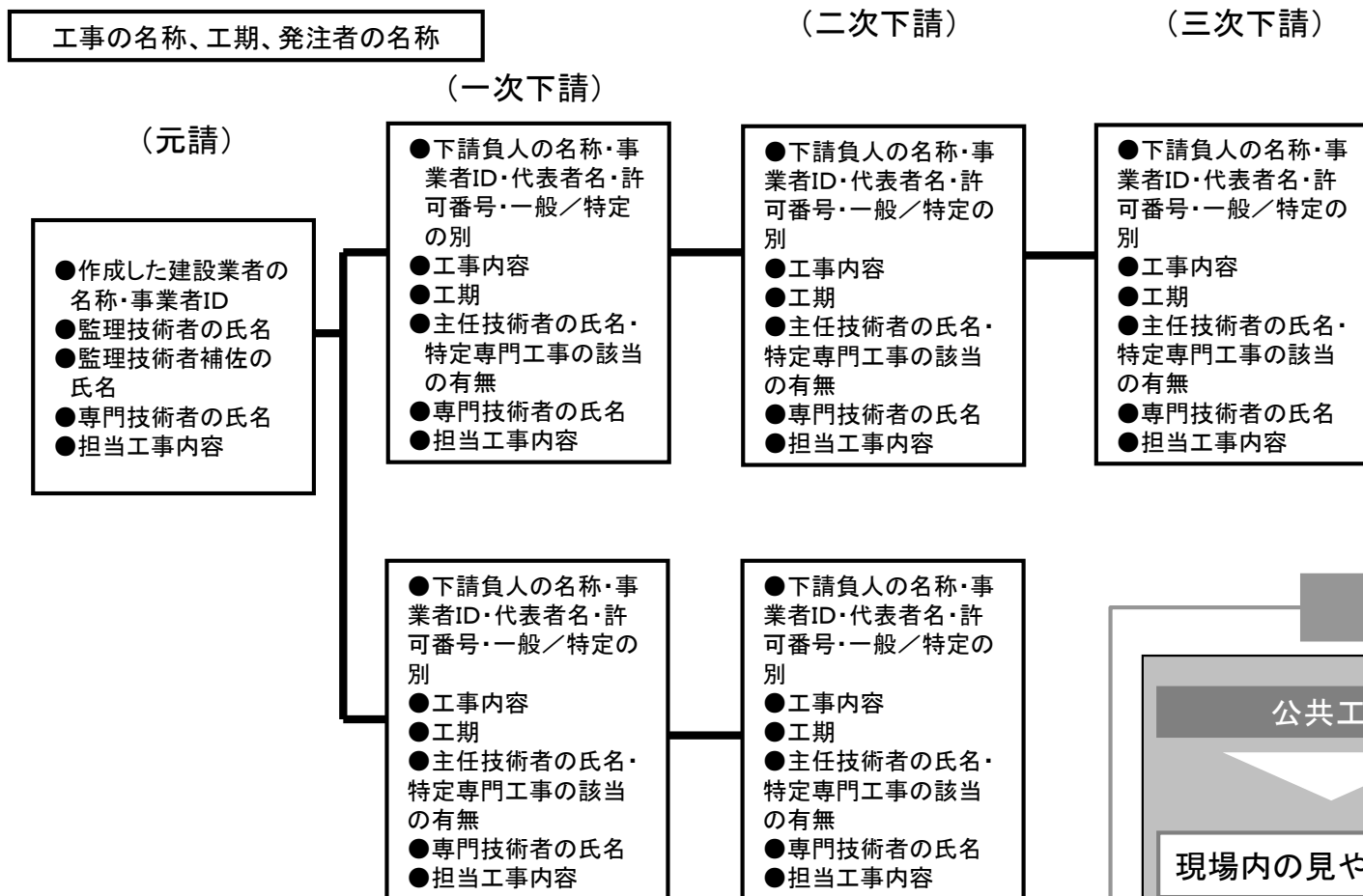
### 指導すべき法令の規定

法律名	内 容	法律名	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1) 建設業の許可(第3条) (2) 請負契約の書面締結(第19条) (3) 一括下請負の禁止(第22条) (4) 下請代金の支払 (第24条の3、第24条の6) (5) 検査及び確認(第24条の4) (6) 主任技術者及び監理技術者の配置等 (第26条、第26条の2)	労働基準法	(1) 強制労働等の禁止(第5条) (2) 中間搾取の排除(第6条) (3) 賃金の支払方法(第24条) (4) 労働者の最低年齢(第56条) (5) 年少者、女性の坑内労働の禁止 (第63条、第64条の2) (6) 安全衛生措置命令 (第96条の2第2項、第96条の3第1項)
		職業安定法	(1) 労働者供給事業の禁止(第44条) (2) 暴行等による職業紹介の禁止 (第63条第1号、第65条第8号)
建築基準法	(1) 違反建築の施工停止命令等 (第9条第1項・第10項) (2) 危害防止の技術基準等(第90条)	労働安全衛生法	(1) 危険・健康障害の防止(第98条第1項)
		労働者派遣法	(1) 建設労働者の派遣の禁止(第4条)
宅地造成及び特定盛土規制法	(1) 設計者の資格等(第13条) (2) 宅地造成工事の防災措置等 (第20条第2項・第3項・第4項)		

# 5. 施工体系図の作成・揭示

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図である。施工体系図を見ることで、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができる。

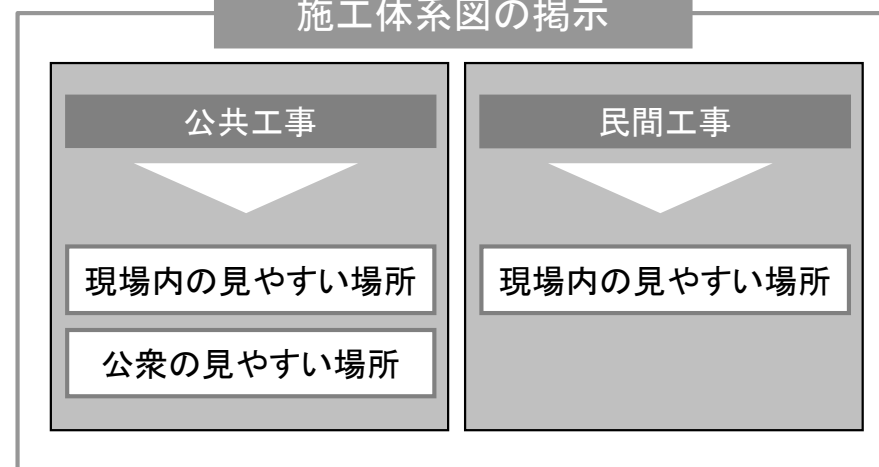
## 施工体系図のイメージ



## ポイント

- ①施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、揭示しなければならない。
- ②工事の進行によって、表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更をしなければならない。

## 施工体系図の揭示



※令和3年4月1日から様式変更

# 5. 施工体系図の作成・掲示（続き）

別紙様式3

施工体系図	
発注者名	
工事名称	

## 工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

様式(令和3年4月1日から)

元請名・事業者ID	
監督員名	
監理技術者名 主任技術者名	
監理技術者補佐名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

副会長	
-----	--

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

工事	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
担当工事内容		
工期	年月日～年月日	

# 6. 施工体制台帳の作成

施工体制台帳には、許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況（平成24年11月1日施行）、外国人就業状況（平成27年4月1日施行）などを記載する必要があります。（建設業法施行規則第14条の2）

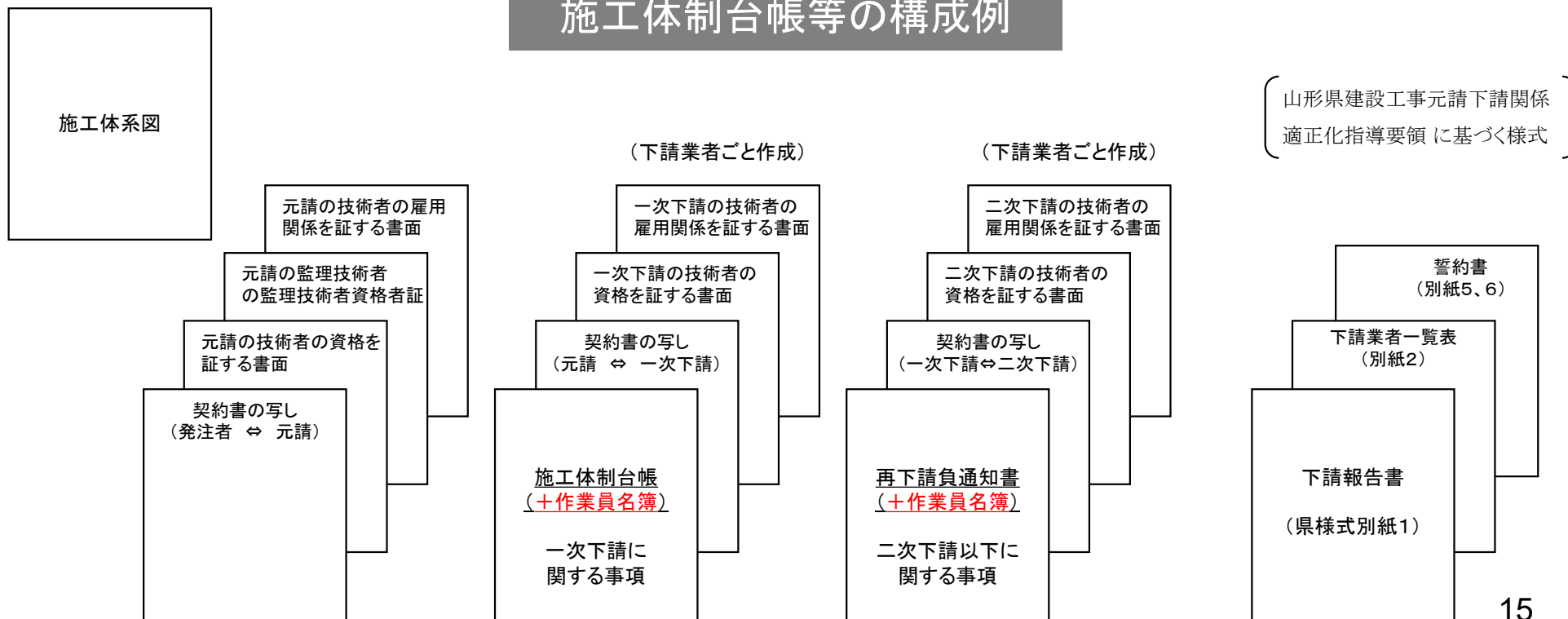
## 【施工体制台帳の記載内容等】

- 工事内容、建設業許可、請負契約関係
- 配置技術者の氏名と資格
- 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況
- 技能実習生等の従事有無
- **施工体制台帳の一部として作業員名簿を作成**

## 【全ての工事で作成が必要です】

公共工事については、金額にかかわらず、下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となりました。（平成27年4月1日施行）

## 施工体制台帳等の構成例



# 施工体制台帳

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_

[事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

令和8年4月1日以降に提出するものから適用されました。

《下請負人に関する事項》

建設業の許可	許可業種	
	工事業	大臣 知事
	工事業	大臣 知事 一般

事業者ID・現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録している場合に記載が必要となります。登録されていない場合は記載不要です。

会社名・事業者ID		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	日 年 月 日	契約日	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	日 年 月 日	契約日	年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

契約所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
		下請契約					

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	
----------	--	------------	--

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	--------------------	-----

監督員名		権限及び意見申出方法	
------	--	------------	--

現場代理人名		権限及び意見申出方法	
--------	--	------------	--

監理技術者名 主任技術者	専任 非専任	資格内容	
-----------------	-----------	------	--

監理技術者補佐名		資格内容	
----------	--	------	--

専門技術者名		専門技術者名	
--------	--	--------	--

資格内容			
担当工事内容			

監理技術者補佐※を配置した場合に氏名及び保有資格を記載してください。

※監理技術者補佐として配置できるのは、令和3年4月1日以降に実施される技術検定において第一次検定に合格した者又は監理技術者となる資格を有する者となります。

一号特定技能外国人の従事の状況(有無)	
---------------------	--

※事業者ID及び現場IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

令和3年4月1日以降に提出するものから、施工体制台帳の一部として作成することとされました。

## 作 業 員 名 簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID \_\_\_\_\_  
所長名 \_\_\_\_\_

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名 \_\_\_\_\_  
・事業者ID \_\_\_\_\_

元請 確認欄	
提出日	年 月 日
( 次)会社名	_____
・事業者ID	_____

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年金保険	中小企業退職金 共済制度	雇用・職長 特別教育	技能講習	免 許	受入教育 実施年月日	
	技能者ID			雇用保険						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日
				年 月 日						年 月 日
				歳						年 月 日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- …現場代理人     …作業主任者(注)2.)     …女性作業員     …18歳未満の作業員
- …主任技術者     …職 長     …安全衛生責任者     …能力向上教育     …危険有害業務・再発防止教育
- …外国人技能実習生     …外国人建設就労者     …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

※事業者ID、現場ID及び技能者IDは、建設キャリアアップシステムに登録されている場合に記載するものとなります。登録されていない場合は記載不要です。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

# 施工体制台帳の記入例

## 施工体制台帳

平成24年11月10日

作成特定建設業者の商号名称とこの工事を担当する事業所名を記入

【会社名】 → 国交建設株式会社  
【事業所名】 → ○○ビル作業所

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入

作成特定建設業者が受けている許可を全て記入(業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	土、建、電、管、鋼、工業業 ほ、し、ゆ	大臣 特定 知事 一般	平成23年11月11日
通	工業業	大臣 特定 知事 一般 第000000号	平成23年11月11日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容を記入

工事名及び工事内容	○ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600㎡)
発注者名及び住所	◇商事株式会社 〒000-0000 埼玉県さいたま市中央区新都心○-○

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日を記入

工期	自 平成24年11月15日 至 平成25年3月31日	契約日	平成24年11月7日
----	-------------------------------	-----	------------

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	→ 本社	□□県□□市□□町000-0
	下請契約	→ ○○支店	○○県○○市○○町000

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所を記入

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	元請契約	本社	→ XXXX	→ XXXXXXXX	XXXX-XXXXXX-△		
	下請契約	○○支店	→ YYYY	→ YYYYYYYY	YYYY-YYYYYY-△		

元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

発注者が置いた監督員の氏名を記入(※)

発注者の監督員名	→ 注文 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	---------	------------	-----------

一次下請を監督するために作成特定建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

監督員名	→ 建設 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
------	---------	------------	-----------

作成特定建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

現場代理人名	→ 国土 次郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
--------	---------	------------	-----------

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名を記入

監理技術者名	→ 国土 次郎	資格内容	一級建築施工管理技士
--------	---------	------	------------

作成特定建設業者が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者名	→ 四国 三郎	専門技術者名	
--------	---------	--------	--

資格内容	→ 実務経験(10年・管)	資格内容	→ 監理技術者の資格を具体的に記入 例) 一級建築施工管理技士
------	---------------	------	------------------------------------

担当工事内容	→ 冷暖房設備工事 給排水設備工事	担当工事内容	
--------	----------------------	--------	--

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無

専門技術者の資格を具体的に記入(※)  
例) 第一種電気工事士  
実務経験(指定学科3年・管工事)  
実務経験(10年・管工事) 等

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入  
労働保険番号を記入  
継続事業の一括の認可に係る営業所の整理記号及び事業所番号を記入

下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入  
《下請負人に関する事項》

会社名	さいたま土木株式会社	代表者名	関東 四郎
住所	〒000-0000 ◆◆県◆◆市◆◆区◆◆町0-0		
工事名称及び工事内容	○ビル新築工事 / コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工		
工期	自 平成24年11月30日 至 平成25年3月25日	契約日	平成24年11月9日

下請負人の商号名称及び所在地を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

下請負人の受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所番号を記入一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業所番号を記入

請負契約に係る営業所の名称を記入

労働保険番号を記入  
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大、こ、筋 工業業	大臣 特定 知事 一般 第777777号	平成21年2月10日
	工業業	大臣 特定 知事 一般 第 号	

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
	◆営業所	ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z			

現場代理人名	→ 関東 四郎	安全衛生責任者名	田中 一郎
権限及び意見申出方法	→ 契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	山田 二郎
主任技術者名	→ 専任 非専任 関東 五郎	雇用管理責任者名	山田 二郎
資格内容	→ 一級建築施工管理技士	専門技術者名	

主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)	→ 専任 非専任 関東 五郎	資格内容	
下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)		担当工事内容	

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

主任技術者の資格を具体的に記入(※)  
例) 一級建築施工管理技士

下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)  
例) 一級建築施工管理技士

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

- 施工体制台帳の添付書類
- 作成特定建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
  - 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
  - 監理技術者資格者証の写し
  - 監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの(健康保険証等の写し)
  - 専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証するものの写し

- 注意事項
- 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  - は、建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

令和3年4月1日以降に提出するものから適用されました。

## 再 下 請 負 通 知 書

直近上位  
注文者名 \_\_\_\_\_

【報告下請負業者】

住 所 \_\_\_\_\_

元請名称・ 事業者ID	
----------------	--

会社名・  
事業者ID \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

《自社に関する事項》

工事名称 及 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	注文者との 契約日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就 習生の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名 ・事業者ID		代表者名	
住 所 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専 門 技 術 者 名	
		資 格 内 容	
		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外 国人の従事状況 (有無)	有 無	外国人建設就 習生の従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実 習生の従事状況 (有無)	有 無
----------------------------	-----	---------------------------	-----	---------------------------	-----

# 再下請負通知書の記入例

中部鉄筋工業株式会社(再下請負通知人)が近畿建設株式会社(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

平成24年11月18日

## 再下請負通知書

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

【報告下請負業者】

再下請負人が請け負った建設工事の注文者の商号名称を記入 → 直近上位の注文者名 **さいたま土木株式会社**

再下請負通知人の商号名称及び所在地を記入 → 住所 〒000-0000 ○○県○○市○○町000  
ビル階  
TEL 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称を記入 → 元請名称 **国交建設株式会社**  
代表者名 **中部 太郎**

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入 → 《自社に関する事項》  
工事名及び工事内容 **○○ビル新築工事 / 鉄筋加工組立工事**  
再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入 → 工期  
自平成24年11月20日 契約日 平成24年11月15日  
至平成25年3月20日

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	筋	工事業	大臣知事 特定一般 第999999号	平成21年8月5日
	工事業	大臣知事 特定一般 第 号	平成 年 月 日	

健康保険等の加入状況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	◆営業所		ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z	

再下請負人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※) → 監督員名

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※) → 現場代理人名 **中部 五郎**

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※) → 主任技術者名 **専任 中部 五郎**  
資格内容 **二級建築施工管理技士(躯体)**

主任技術者の資格を具体的に記入 → 資格内容

再下請負通知人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※) → 安全衛生責任者名 **中部 五郎**

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※) → 安全衛生推進者名 **東北 四郎**

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名を記入(※) → 主任技術者名 **専任 中部 五郎**

主任技術者の資格を具体的に記入 → 資格内容

再下請負通知人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※) → 安全衛生推進者名 **東北 四郎**

再下請負通知人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※) → 雇用管理責任者名 **東北 四郎**

再下請負通知人が置いた専門技術者の氏名を記入(※) → 専門技術者名

専門技術者の資格を具体的に記入(※) → 資格内容

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※) → 担当工事内容

1号特定技能外国人の従事状況(有無)	外国人建設就労者の従事状況(有無)		外国人技能実習生の従事状況(有無)	
	有	無	有	無

再下請負通知書の添付書類  
・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

労働保険番号を記入  
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入

○注意事項  
1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。  
2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。  
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。  
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

再下請負人の商号名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《再下請負人関係》再下請負業者及び再下請負人関係について次のとおり報告いたします。

会社名	近畿建設株式会社	代表者名	近畿 太郎
住所	〒000-0000 ○○県○○市○○0-0		
工事名称及び工事内容	○○ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自平成24年11月28日 至平成25年1月10日	契約日	平成24年11月25日

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	と	工事業	大臣知事 特定一般 第333333号	平成21年12月11日
	工事業	大臣知事 特定一般 第 号	平成 年 月 日	

健康保険等の加入状況	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
事業所整理記号等	◆営業所		ZZZZ	ZZZZZZZZ	ZZZZ-ZZZZZZ-Z	

現場代理人名

権限及び意見申出方法 **専任 近畿 太郎**

主任技術者名

資格内容 **実務経験(指定学科5年とび・土工)**

主任技術者の資格を具体的に記入(※)

安全衛生責任者名 **近畿 太郎**

安全衛生推進者名 **田中 一郎**

雇用管理責任者名 **田中 一郎**

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

再下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)

専門技術者の資格を具体的に記入(※)

専門技術者が担当する工事内容を具体的に記入(※)

1号特定技能外国人の従事状況(有無) **有** **無**

外国人建設就労者の従事状況(有無) **有** **無**

外国人技能実習生の従事状況(有無) **有** **無**

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む

再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入

○注意事項  
1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。  
2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。  
3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。  
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。

# 7. 建設業法で定める標識の掲示

建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けている。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
		国土交通大臣 知事 許可( )第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可( )第 号		
許可年月日			

25cm以上

35cm以上

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

## ポイント

### 【業種の記載】

- 現場掲示許可票  
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ
- 施工体制台帳（元請）  
⇒ 許可を受けた全ての業種
- 施工体制台帳（下請）  
⇒ 当該工事に係る許可業種のみ

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号  
令和6年6月14日公布

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年 (+3.1%)  
全産業 508万円/年 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革

労働時間の適正化

生産性向上

現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○**標準労務費の勧告**

・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡国土交通大臣等は、違反発注者に**勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

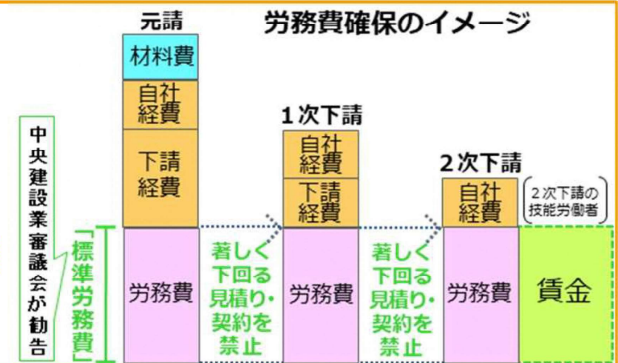
○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入

就労状況の改善 → 担い手の確保

【「新4K」の実現】

・給与がよい ・休日がとれる  
・希望がもてる ・カッコイイ

「地域の守り手」として持続可能な建設業へ



### 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**  
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議**に応じる**努力義務**※

※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. 働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・現場技術者に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)

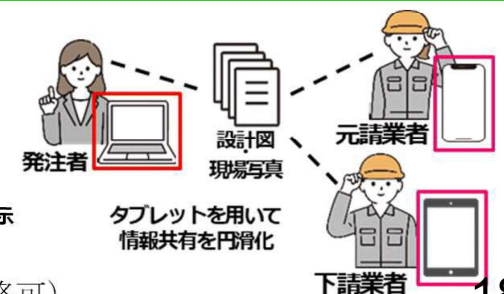
・国が**現場管理の「指針」**を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



# (1)改正法の実効性確保(建設Gメンによる監視体制の強化)

- ◆ 個々の請負契約における労務費の見積額や価格交渉の実態など、建設業法第40条の4の規定に基づき、建設Gメンが建設工事の請負契約に係る取引実態を実地で調査し、改善指導等を通じて、取引の適正化を推進。

※建設Gメンの体制強化：令和5年度72名 → 令和6年度135名

## 違反情報の収集

### ○下請取引等実態調査

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年調査を実施  
令和6年に調査対象業者数を3万業者に大幅拡大し、違反疑義情報を把握

### ○駆け込みホットライン

各地方整備局等に設置された「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口  
建設業法違反の通報を受け付け、違反疑義情報を把握する



## 主な調査項目

### ○ 請負代金(労務費関係)

- ・ 注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど不適正な見積変更依頼をしていないか
- ・ 注文者が、指値発注や一方的な請負代金の減額をしていないか、請負代金が不当に低くなっていないか
- ・ 注文者及び受注者のそれぞれにおいて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日内閣官房、公正取引委員会)に示された12の行動指針に基づいた取組がとられているか
- ・ 労務費が標準労務費に照らして妥当か など

### ○ 工期/下請代金

- ・ 資材高騰等により工期又は請負代金に影響が生じるおそれがあるときは、受注者は注文者に対して、契約締結前に必要な情報を通知したか
- ・ 工期設定の際の「工期に関する基準」の考慮状況、設定された工期による時間外労働の状況
- ・ 資材高騰等が発生した場合、受注者は注文者に工期又は請負代金の変更協議を申し出たか。注文者は誠実に協議に応じたか
- ・ 下請代金のうち労務費相当分を現金で支払っているか
- ・ 下請代金の支払に手形を利用している場合、「割引困難な手形」となっていないか ※発注者の手形期間等も調査

不適当な取引行為に対して改善指導等を実施し、取引を適正化

建設業法の遵守については、「建設業法令遵守ハンドブック」（国土交通省東北地方整備局作成）もご参照ください。

・HPアドレス：

[https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kensetsu\\_shido/kensetsu\\_shido.html](https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kensetsu_shido/kensetsu_shido.html)  
（又はインターネットで「建設業法令遵守ハンドブック」と検索）

The screenshot shows a web browser window with the URL [https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kensetsu\\_shido/kensetsu\\_shido.html](https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kensetsu_shido/kensetsu_shido.html). The page content is as follows:

### ガイドライン等

- 建設企業のための適正取引ハンドブック（第4版）[\[PDF\]](#)
- 建設業法令遵守ガイドライン～元請負人と下請負人の関係に係る留意点～（第11版）[\[PDF\]](#)
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第7版）[\[PDF\]](#)
- 建設工事標準請負契約約款 [\[本省HP\]](#)
- 監理技術者制度運用マニュアル [\[本省HP\]](#)
- 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン [\[本省HP\]](#)
- 建設業法令遵守ハンドブック【ポイント編】（令和8年3月版）[\[PDF\]](#)

A red box with the text "ここ" (here) and a black arrow points to the last link in the list.

### 建設業取引適正化推進期間

- 建設業取引適正化推進期間 [\[建設業取引適正化推進期間ページ\]](#)

### 建設工事のトラブル

- 建設業取引適正化センター（建設工事の請負契約をめぐるトラブルの相談）[\[外部サイト\]](#)
- 建設工事紛争審査会 [\[PDF\]](#)  
紛争処理の申請方法等 [\[本省HP\]](#)
- フリーランス・トラブル110番 [\[外部サイト\]](#)
- 住まいるダイヤル（住宅リフォーム・紛争処理支援センター）[\[外部サイト\]](#)
- 法テラス [\[外部サイト\]](#)
- 公正取引委員会（下請法について）[\[公正取引委員会\]](#)

At the bottom of the page, there is a grey bar with the text "建設業者への指導・監督" and a blue button with an upward arrow and the text "上へ戻る" (Return to top).

# 令和8年度山形県建設業等女性キャリアアップ支援・ 外国人材定着促進事業費補助金

～ 多様な人材の定着促進のための資格取得等の経費を助成します ～

## 1 制度の目的

建設業及び建設関連産業における人手不足解消に向けて、女性のキャリア形成、外国人材の受入拡大・定着促進の取組みを推進するため、女性や外国人を雇用している県内建設業者等に対して、建設ディレクター等の各種資格や免許の取得、技術検定や技能実習生の技能検定の費用について助成します。

## 2 補助の対象者

山形県内に本店のある次の業者

・建設業者：建設業山形県知事許可業者又は国土交通大臣許可業者

・建設関連業者：次の（1）から（3）のいずれかに該当する者

（1）山形県競争入札参加資格者名簿（設計・測量・調査・コンサルタント）に登録されている者

（2）山形県内各市町村の競争入札参加資格者名簿（測量・コンサルタント等）に登録されている者

（3）次の①から⑧のいずれかの登録を受けている者

①測量業者 ②建築士事務所 ③地質調査業者 ④補償コンサルタント業者

⑤不動産鑑定業者 ⑥土地家屋調査士 ⑦計量証明事業者 ⑧建設コンサルタント業者

## 3 補助対象経費・上限額（補助率：1/2、各メニュー組合せ自由・併用可）

【女性】1社あたり250,000円上限

※1社あたりの対象人数に制限はありません。

（1）建設ディレクター育成講座等の受講料の自己負担額

（2）技術検定など業務上必要な資格や免許の取得に係る受検料・受講料・テキスト代

（3）技術検定等の受検に係る交通費・宿泊費

（4）技術検定等の準備講習会等の経費（講師謝金、参加料等） など

【外国人材】1社あたり150,000円上限

※1社あたりの対象人数に制限はありません。

（1）技能実習生の技能検定の受検料・テキスト代

（2）技術検定など業務上必要な資格や免許の取得に係る受検料・受講料・テキスト代

（3）技能検定・技術検定等の受検に係る交通費・宿泊費（引率者1名分も対象）

（4）技術検定等・技能検定の準備講習会等の経費（講師謝金、参加料等） など



## 4 申請手続き等

### （1）受付期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月1日（月）まで

### （2）申請受付先及び問い合わせ先

山形県 県土整備部 建設企画課 建設業振興担当

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

TEL：023-630-2658 E-mail：ykenki@pref.yamagata.jp

### （3）山形県ホームページ掲載場所

県政情報 > 山形県の紹介 > 組織案内 > 建設企画課 >

山形県建設業等女性キャリアアップ支援・外国人材定着促進事業費補助金の募集について



# 令和8年3月スタート！ やまがたe申請を利用して県への一部の 手数料が納付できるようになります。

もっと便利に、もっとスマートに！

手数料納付は電子申請＋電子納付で完結

令和8年3月から、山形県の一部の手数料で県証紙による納付に加え、電子申請と連動した電子納付が可能になります。県庁や窓口に行かず、24時間どこからでも納付できます。



## 電子納付のメリット

- キャッシュレス対応  
クレジットカード、コード決済が可能
- スマホ・PCから、いつでも、どこでも  
24時間365日利用可能
- 納付履歴をオンラインで確認可能



## 県証紙も引き続き利用可能

- これまでどおり県証紙での納付も可能

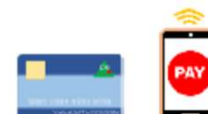
お問い合わせ

山形県会計局会計課 ☎023-630-2704

✉ykaikei@pref.yamagata.jp

## 電子納付の利用方法

1. 『やまがたe申請』サイトにアクセス
2. 手続き選択 → 電子申請
3. 納付方法で『電子納付』を選択
4. クレジットカード・コード決済



## 注意事項

- 電子納付は令和8年3月以降順次対応
- 対応可能なクレジットカード、コード決済の種類  
クレジットカード：Visa、Mastercard、JCB、American Express、  
Diners Club  
コード決済：PayPay、d払い、au PAY

## 対象となる手数料

- 許認可申請
- 各種証明書発行 など

令和8年3月以降順次拡大していきます。

詳しくはホームページをご覧ください。

[https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/zaisei/2nd\\_kenshoshi/index.html](https://www.pref.yamagata.jp/480001/kensei/zaisei/2nd_kenshoshi/index.html)

